

名古屋市公報	平成29年11月 1日 第1231号	
	名古屋市中区三の丸三丁目1番1号 発行所 名古屋市役所 電話〔052〕972－2246 編集兼 名古屋市総務局法制課長 発行人	

目次 ページ

規 則

- | | | | |
|--|----------|--------|---|
| ○ 名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期
日を定める規則 | (緑土・総務課) | (第91号) | 5 |
| ○ 名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則の一部
の施行期日を定める規則 | (緑土・総務課) | (第92号) | 6 |

告 示

- | | | | |
|--|-------------|---------|----|
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永
住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関
する法律による医療機関の指定 | (健福・保護課) | (第668号) | 7 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永
住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関
する法律による指定医療機関の変更 | (健福・保護課) | (第669号) | 10 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永
住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関
する法律による指定医療機関の廃止 | (健福・保護課) | (第670号) | 12 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永
住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関
する法律による指定医療機関の休止 | (健福・保護課) | (第671号) | 14 |
| ○ 生活保護法による医療機関の指定 | (健福・保護課) | (第672号) | 15 |
| ○ 生活保護法による指定医療機関の廃止 | (健福・保護課) | (第673号) | 16 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永
住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関
する法律による施術機関の指定 | (健福・保護課) | (第674号) | 17 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永
住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関
する法律による指定施術機関の廃止 | (健福・保護課) | (第675号) | 19 |
| ○ 道路に関する告示 | (緑土・道路利活用課) | (第676号) | 20 |
| ○ 道路に関する告示 | (緑土・道路利活用課) | (第677号) | 51 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永
住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関
する法律による指定介護機関の変更 | (健福・保護課) | (第678号) | 53 |
| ○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永
住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関
する法律による介護機関の指定 | (健福・保護課) | (第679号) | 59 |

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による介護機関の指定	(健福・保護課)	(第680号)	60
○ 生活保護法による指定介護機関の変更	(健福・保護課)	(第681号)	61
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第682号)	62
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止	(健福・保護課)	(第683号)	64
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について	(環境・地域環境対策課)	(第684号)	65
○ 配慮意見書について	(環境・地域環境対策課)	(第685号)	67
○ 建築協定書の縦覧	(住都・建築指導課)	(第686号)	69
○ 建築協定書の縦覧	(住都・建築指導課)	(第687号)	71
○ 特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について	(消防・総務課)	(第688号)	73
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について	(健福・障害者支援課)	(第689号)	74
○ 指定特定相談支援事業者等の指定について	(健福・障害者支援課)	(第690号)	76
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について	(健福・障害者支援課)	(第691号)	77
○ 指定一般相談支援事業等の廃止について	(健福・障害者支援課)	(第692号)	79
○ 福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(子青・青少年家庭課)	(第693号)	80
○ 福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(健福・高齢福祉課)	(第694号)	84
○ 福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん	(健福・障害企画課)	(第695号)	89

達

○ 名古屋城総合事務所処務規程の一部改正	(総務・行政改革推進室)	(第22号)	94
----------------------	--------------	--------	----

上下水道局管理規程

○ 名古屋市下水道条例施行規程の一部改正	(第16号)	95
----------------------	--------	----

公 告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告	(市経・地域商業課)	96
---------------------------------	------------	----

○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告 (上下水・営業課)	98
○ 名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告 (上下水・営業課)	99
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告 (上下水・営業課)	100
○ 名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告 (上下水・営業課)	101
○ 平成29年度教育委員会表彰 (被表彰者名簿) (教育・総務課)	102

規 則 の あ ら ま し

- 名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第91号）

- 1 内容

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例（平成28年名古屋市条例第67号）のうち附則第3項の規定の施行期日を平成29年11月1日と定めるものです。

- 2 施行期日

公布の日から施行します。

- 名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則（第92号）

- 1 内容

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則（平成29年名古屋市規則第57号）のうち附則第2項の規定の施行期日を平成29年11月1日と定めるものです。

- 2 施行期日

公布の日から施行します。

達 の あ ら ま し

- 名古屋城総合事務所処務規程の一部を改正する規程（第22号）

- 1 改正内容

名古屋城整備に係る文化財調査体制を強化するため、主幹（名古屋城整備に係る文化財調査）を設置することに伴い、規定を整備します。（第3条関係）

- 2 施行期日

平成29年11月1日から施行します。

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則
をここに公布する。

平成29年10月25日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第91号

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を
定める規則

名古屋市都市公園条例の一部を改正する条例（平成28年名古屋市条例第67
号）中附則第3項の規定の施行期日は、平成29年11月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年10月25日

名古屋市長 河 村 た か し

名古屋市規則第92号

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則の一部の施行期日を定める規則

名古屋市都市公園条例施行細則の一部を改正する規則（平成29年名古屋市規則第57号）中附則第2項の規定の施行期日は、平成29年11月1日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

名古屋市告示第 668号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留
邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者
の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例に
よるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関
として、次の機関を指定しました。

平成29年10月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
日比耳鼻咽喉科	名古屋市東区砂田橋四丁目 1番52号	平成29年 8月21日
あんどうキッズクリニック	名古屋市昭和区滝子通 3丁目10番地の 1	平成29年10月 1日
さかいクリニック	名古屋市昭和区川名本町 3丁目79番地	平成29年10月 2日
名古屋市医師会守山区休日急病診療所・東部平日夜間急病センター	名古屋市守山区市場15番22号	平成29年 6月 4日
しだみ高橋クリニック	名古屋市守山区大字中志段味字洞畑2150番地の 3	平成29年10月 1日

清水内科	名古屋市名東区山の手一丁目 415 番地	平成29年 8月 1日
八事の森メンタル クリニック	名古屋市天白区元八事三丁目 276 番地	平成29年10月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
本多歯科医院	名古屋市東区徳川町1503番地	平成29年 8月 1日
古橋歯科医院	名古屋市中村区十王町 8番22号	平成29年 9月 1日
みずたに歯科	名古屋市瑞穂区妙音通 3丁目22番 地の 1	平成29年 8月28日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
名駅調剤薬局	名古屋市中村区則武二丁目 9番18 号	平成29年 9月 1日
ウエルシア薬局名 古屋栄久屋大通店	名古屋市中区栄三丁目15番 8号	平成29年 9月 1日
スギ薬局伏見三蔵 店	名古屋市中区栄二丁目 9番26号	平成29年10月 1日
波花薬局	名古屋市中川区下之一色町字波花 122番地の 2	平成29年 9月 1日
大当郎調剤薬局	名古屋市中川区大当郎二丁目1103 番地の 1	平成29年 9月 1日
キヨ調剤薬局	名古屋市中川区戸田五丁目 402番 地	平成29年 9月 1日

ひまわり薬局大永寺店	名古屋市守山区永森町 341番地	平成29年 9月 1日
ハマダ調剤薬局	名古屋市天白区八幡山 326番地の1	平成29年 9月 1日

4 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
キョーワ訪問看護 リハビリステーション 寄り添い屋名 西店	名古屋市西区栄生一丁目26番16号	平成29年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 669号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成29年10月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 医科

医 療 機 関 名	津田クリニック	
所 在 地	旧	名古屋市北区田幡二丁目18番10号
	新	名古屋市北区田幡二丁目18番 9号
変 更 年 月 日	平成29年 9月 1日	

医 療 機 関 名	いくたこどもクリニック	
所 在 地	旧	名古屋市中村区太閤通 5丁目 7番地の 1
	新	名古屋市中村区太閤通 5丁目25番地
変 更 年 月 日	平成29年 9月11日	

医 療 機 関 名	旧	マルモブレスト
	新	マルモブレストクリニック
所 在 地	名古屋市名東区本郷二丁目 124番地の 1	
変 更 年 月 日	平成29年 9月12日	

2 薬局

医 療 機 関 名	株式会社サクラ井薬局	
所 在 地	旧	名古屋市瑞穂区桜見町 1丁目 4番地
	新	名古屋市瑞穂区桜見町 2丁目11番地
変 更 年 月 日	平成29年10月10日	

医 療 機 関 名	旧	キョーワ調剤薬局桜山店
	新	キョーワ薬局桜山店
所 在 地	名古屋市瑞穂区川澄町 1丁目 2番地	
変 更 年 月 日	平成29年 9月 1日	

3 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	エデン訪問看護ステーション	
所 在 地	旧	名古屋市中区富士見町 1番24号
	新	名古屋市中区千代田三丁目 1番10号
変 更 年 月 日	平成29年 9月19日	

医 療 機 関 名	エヌユー訪問看護ステーション	
所 在 地	旧	名古屋市昭和区福江一丁目19番 5号
	新	名古屋市昭和区丸屋町 4丁目31番地の 1
変 更 年 月 日	平成29年 7月19日	

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 670号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国
残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配
偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その
例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機
関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年10月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
日比耳鼻咽喉科	名古屋市千種区千代が丘 5番50号	平成29年 8月21日
名古屋市医師会守山区休日急病診療所・東部平日夜間急病センター	名古屋市守山区小幡一丁目 3番2号	平成29年 6月 4日
清水内科眼科	名古屋市名東区山の手一丁目415番地	平成29年 8月 1日

2 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
古橋歯科医院	名古屋市中村区十王町 8番22号	平成29年 9月 1日
水谷歯科	名古屋市瑞穂区妙音通 3丁目22番地の 1	平成29年 8月28日

3 薬局

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
名駅調剤薬局	名古屋市中村区則武二丁目 9番18号	平成29年 9月 1日
波花薬局	名古屋市中川区下之一色町字波花 122番地の 2	平成29年 9月 1日
大当郎調剤薬局	名古屋市中川区大当郎二丁目1103番地の 1	平成29年 9月 1日
キヨ調剤薬局	名古屋市中川区戸田五丁目 402番地	平成29年 9月 1日
ひまわり薬局大永寺店	名古屋市守山区永森町 341番地	平成29年 9月 1日
ナツメ薬局天白八幡山店	名古屋市天白区八幡山 326番地の 1	平成29年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 671号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の休止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり休止の届出がありました。

平成29年10月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 訪問看護ステーション

医 療 機 関 名	所 在 地	休 止 年 月 日
ナースステーション 夢紬	名古屋市守山区小幡四丁目11番 7 号	平成29年 9月25日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 672号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年10月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 医科

医 療 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
丸の内クリニック	名古屋市中区丸の内一丁目 5番15号	平成29年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 673号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年10月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 歯科

医 療 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
山王歯科	名古屋市中川区西日置二丁目 3 番 5号	平成29年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 674号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中
国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定
配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、そ
の例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を
担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年10月23日

名古屋市長 河 村 たかし

1 あん摩・マッサージ

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
楽生鍼灸マッサージ 院	名古屋市緑区鳴海町字姥子山22番 地の 1	平成29年 9月 1日
都築 昌宏		

2 はり・きゅう

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		

鍼灸マッサージスマイル治療院坂下店	愛知県春日井市坂下町 4— 613	平成29年 9月 5日
鬼頭 真由子		
楽生鍼灸マッサージ院	名古屋市緑区鳴海町字姥子山22番地の 1	平成29年 9月 1日
都築 昌宏		

3 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
龍胆整骨院	名古屋市千種区新西一丁目 4番30号	平成29年 9月 1日
酒井 和彦		
みずほ鍼灸接骨院	名古屋市瑞穂区惣作町 2丁目15番地	平成29年 9月 2日
水谷 文紀		
明野接骨院	名古屋市熱田区明野町11番 4号	平成29年 9月29日
伊藤 彰啓		
楽生鍼灸マッサージ院	名古屋市緑区鳴海町字姥子山22番地の 1	平成29年 9月 1日
都築 昌宏		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 675号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第
50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住
帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年
法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項
において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、
次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年10月23日

名古屋市長 河 村 た か し

1 柔道整復

施 術 機 関 名	所 在 地	廃 止 年 月 日
施 術 者 名		
花表接骨院	名古屋市熱田区花表町 8番12号	平成29年 8月31日
酒井 和彦		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第676号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項、第10条第1項及び第18条の規定に基づき、次のように市道路線の認定及び廃止並びに道路の区域の決定及び変更を行い、平成29年10月23日から供用を行います。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成29年10月23日

名古屋市長 河村 たかし

1 路線の認定、道路の区域決定及び供用開始

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			摘 要
			区 間	延 長 キロメートル	敷地の 幅 員 メートル	
市道	1	明願第8号線	名古屋市緑区鳴海町字細根118番 の237地先から 名古屋市緑区鳴海町字細根118番 の52地先まで	0.083	6.00 ～ 6.50	第 1 図
	1	希望ヶ丘第30号線	名古屋市千種区希望ヶ丘1丁目2 番の6地先から 名古屋市千種区希望ヶ丘1丁目2 番の13地先まで	0.089	6.00	第 2 図
	2	希望ヶ丘第31号線	名古屋市千種区希望ヶ丘1丁目2 番の22地先から 名古屋市千種区希望ヶ丘1丁目2 番の13地先まで	0.132	6.00	

1	平針一丁目第1号線	名古屋市天白区平針一丁目2番の4地先から 名古屋市天白区平針一丁目2番の4地先まで	0.053	6.17 ～ 6.27	第5 附 図
1	妙見町第1号線	名古屋市昭和区妙見町80番の1地先から 名古屋市昭和区妙見町90番の16地先まで	0.120	9.00	第6 附 図
1	泉楽通第2号線	名古屋市南区泉楽通4丁目10番の1地先から 名古屋市南区堤町1丁目49番の1地先まで	0.096	6.00	第7 附 図
1	鳴海乙子山第2号線	名古屋市緑区鳴海町字乙子山81番の17地先から 名古屋市緑区鳴海町字乙子山81番の1地先まで	0.088	6.00	第8 附 図
1	鳴丘三丁目第4号線	名古屋市緑区鳴丘三丁目1007番の21地先から 名古屋市緑区鳴丘三丁目604番の1地先まで	0.105	6.00	第9 附 図
1	徳重四丁目第2号線	名古屋市緑区徳重四丁目501番の20地先から 名古屋市緑区徳重四丁目501番の1地先まで	0.211	6.00	第10 附 図
2	徳重四丁目第3号線	名古屋市緑区徳重四丁目501番の34地先から 名古屋市緑区徳重四丁目501番の29地先まで	0.067	6.00	
3	徳重四丁目第4号線	名古屋市緑区徳重四丁目531番の1地先から 名古屋市緑区徳重四丁目517番の2地先まで	0.096	6.00 ～ 6.50	
1	一社四丁目第1号線	名古屋市名東区一社四丁目47番の29地先から 名古屋市名東区一社四丁目47番の20地先まで	0.122	6.00	第11 附 図

	1	平針黒石第26号線	名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2878番の357地先から 名古屋市天白区天白町大字平針字黒石2878番の3520地先まで	0.158	6.00 ～6.52	第 12 附 図
--	---	-----------	---	-------	---------------	-------------

2 路線の認定及び道路の区域決定

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	道 路 の 区 域			摘 要
			区 間	延 長 キロメートル	敷地の 幅 員 メートル	
市道	1	ささしまライブ24 第4号線	名古屋市中村区平池町4丁目60番 の5地先から 名古屋市中村区平池町4丁目252 番地先まで	0.165	13.00 ～41.15	第 3 附 図
	1	守山パーキングエ リア線	名古屋市守山区大字下志段味字西 ノ原838番地先から 名古屋市守山区大字下志段味字西 島2365番地先まで	0.098	11.25 ～33.98	第 4 附 図
	2	天白川自転車歩行 者道第11号線	名古屋市天白区原一丁目1201番地 先から 名古屋市天白区平針一丁目102番 地先まで	0.118	4.10 ～9.38	第 5 附 図

3 路線の一部廃止及び供用廃止

整理 符号	路 線 名	起 終 点	摘 要
ア	鳴海西部第21号線	起点 名古屋市緑区浦里五丁目58番の3地先 終点 名古屋市緑区浦里五丁目58番の3地先	第 13 附 図
ア	笠寺東部第41号線	起点 名古屋市南区芝町239番の1地先 終点 名古屋市南区芝町238番の1地先	
イ	笠寺東部第44号線	起点 名古屋市南区赤坪町65番の4地先 終点 名古屋市南区赤坪町66番の2地先	
ウ	笠寺東部第50号線	起点 名古屋市南区赤坪町113番の1地先 終点 名古屋市南区赤坪町112番の4地先	

エ	笠寺東部第52号線	起点 名古屋市南区赤坪町153番の1地先 終点 名古屋市南区赤坪町153番の3地先	第 15 附 図
オ	笠寺東部第56号線	起点 名古屋市南区赤坪町190番の1地先 終点 名古屋市南区赤坪町190番の3地先	
カ	鳴海西部第41号線	起点 名古屋市緑区浦里一丁目32番の4地先 終点 名古屋市緑区浦里一丁目32番の1地先	
キ	鳴海西部第1号線	起点 名古屋市緑区浦里一丁目49番の2地先 終点 名古屋市緑区浦里一丁目33番の3地先	
ク	鳴海西部第2号線	起点 名古屋市緑区浦里一丁目49番の2地先 終点 名古屋市緑区浦里一丁目52番の1地先	
ア	野並第97号線	起点 名古屋市天白区古川町203番の1地先 終点 名古屋市天白区古川町203番の1地先	第 16 附 図
イ	鶴里町第3号線	起点 名古屋市南区鶴里町3丁目40番の1地先 終点 名古屋市南区鶴里町3丁目40番の4地先	
ウ	笠寺東部第23号線	起点 名古屋市南区鶴里町3丁目76番の1地先 終点 名古屋市南区鶴里町3丁目76番の3地先	
ア	野並第56号線	起点 名古屋市天白区福池一丁目69番の3地先 終点 名古屋市天白区福池一丁目77番の1地先	
イ	野並第58号線	起点 名古屋市天白区福池一丁目52番の2地先 終点 名古屋市天白区福池一丁目53番の1地先	
ウ	野並第60号線	起点 名古屋市天白区福池一丁目51番の1地先 終点 名古屋市天白区福池一丁目50番の1地先	
エ	野並第61号線	起点 名古屋市天白区福池一丁目31番の4地先 終点 名古屋市天白区福池一丁目29番の2地先	
オ	野並第62号線	起点 名古屋市天白区福池一丁目1番地先 終点 名古屋市天白区福池一丁目3番の1地先	
カ	野並第64号線	起点 名古屋市天白区中坪町26番の2地先 終点 名古屋市天白区中坪町24番地先	
キ	野並第67号線	起点 名古屋市天白区中坪町27番の3地先 終点 名古屋市天白区中坪町28番地先	

ク	野並第69号線	起点 名古屋市天白区中坪町51番の4地先 終点 名古屋市天白区中坪町51番の1地先	
ケ	野並第73号線	起点 名古屋市天白区中坪町74番の5地先 終点 名古屋市天白区中坪町74番の2地先	
コ	野並第79号線	起点 名古屋市天白区井の森町1番の3地先 終点 名古屋市天白区井の森町1番の1地先	
サ	野並第81号線	起点 名古屋市天白区井の森町60番の2地先 終点 名古屋市天白区井の森町60番地先	
ア	妙見町山手通線	起点 名古屋市昭和区妙見町2番の12地先 終点 名古屋市昭和区山手通3丁目17番の1地先	第 18 附 図
ア	鳴海町第363号線	起点 名古屋市緑区鳴海町字大清水69番の3地先 終点 名古屋市緑区鳴海町字大清水69番の3地先	第 19 附 図

4 路線の廃止

整理 番号	路 線 名	起 終 点	摘 要
1	天白川線	起点 名古屋市瑞穂区白砂町4丁目145番の4地先 終点 名古屋市南区中江二丁目1234番地先	第 17 附 図
2	天白川自転車道線	起点 名古屋市南区元鳴尾町458番の2地先 終点 名古屋市天白区道明町197番地先	
3	天白川自転車道線 支線第4号線	起点 名古屋市南区大堀町1803番地先 終点 名古屋市南区大堀町34番地先	
4	天白川自転車道線 支線第1号線	起点 名古屋市南区中江二丁目1239番地先 終点 名古屋市南区中江二丁目1237番地先	
5	天白川自転車道線 支線第5号線	起点 名古屋市南区鶴里町3丁目15番の2地先 終点 名古屋市南区鶴里町3丁目15番の2地先	
6	天白川自転車道線 支線第6号線	起点 名古屋市南区芝町322番の1地先 終点 名古屋市南区芝町322番の1地先	
7	天白川自転車道線 支線第2号線	起点 名古屋市南区赤坪町293番地先 終点 名古屋市南区赤坪町293番地先	

8	天白川自転車道線 支線第7号線	起点 名古屋市南区阿原町103番の2地先 終点 名古屋市南区阿原町103番の2地先
9	天白川自転車道線 支線第8号線	起点 名古屋市南区星崎二丁目107番の9地先 終点 名古屋市南区星崎二丁目107番の9地先

5 道路の区域変更

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メ ー ト ル	
市道	A	椿町線第1号	名古屋市中村区平池町4丁目 60番の12地先から	前	0.038	40.00	第 3 附 図 交差部の拡幅
			名古屋市中村区平池町4丁目 60番の12地先まで	後	0.038	40.00	
	A	志段味環状線第4号	名古屋市守山区大字下志段味 字池田825番の6地先から	前	0.131	16.00	第 4 附 図
			名古屋市守山区大字下志段味 字西ノ原844番地先まで	後	0.131	16.00 ～ 18.00	
	A	星崎町第4号線	名古屋市南区阿原町12番の1 地先から	前	0.205	13.15 ～ 14.50	第 13 附 図
			名古屋市南区阿原町65番の1 地先まで	後	0.205	7.98 ～ 8.05	
	B	星崎町第84号線	名古屋市南区星崎二丁目133 番の1地先から	前	0.110	8.00 ～ 8.50	
			名古屋市南区星崎二丁目129 番の1地先まで	後	0.081	4.50 ～ 4.54	
	A	笠寺東部第71号線	名古屋市南区芝町208番の1 地先から	前	0.010	8.00 ～ 9.50	第 14 附 図
			名古屋市南区芝町208番の1 地先まで	後	0.010	7.94 ～ 7.97	
	B	笠寺東部第72号線	名古屋市南区芝町221番の1 地先から	前	0.485	12.60 ～ 13.00	
			名古屋市南区赤坪町190番の 1地先まで	後	0.485	6.56 ～ 7.53	

C	笠寺東部第89号線	名古屋市南区赤坪町248番の1地先から	前	0.052	12.76	
		名古屋市南区赤坪町248番の1地先まで	後	0.040	6.60 ～ 6.61	
A	笠寺東部第71号線	名古屋市南区鶴里町3丁目48番の1地先から	前	0.306	8.00 ～ 16.40	第 15 附 図
		名古屋市南区明円町253番の3地先まで	後	0.306	8.48 ～ 8.92	
A	野並第33号線	名古屋市天白区福池一丁目78番の1地先から	前	0.777	8.00 ～ 16.00	第 16 附 図
		名古屋市天白区井の森町135番の1地先まで	後	0.755	7.79 ～ 8.02	
A	本星崎東部第6号線	名古屋市南区星宮町78番の1地先から	前	0.250	8.00 ～ 13.13	第 20 附 図
		名古屋市南区星宮町199番の2地先まで	後	0.250	7.47 ～ 8.28	
B	星崎町第70号線	名古屋市南区阿原町1番地先から	前	0.232	8.00 ～ 12.00	
		名古屋市南区阿原町1番地先まで	後	0.232	8.00	
C	鳴海西部第25号線	名古屋市緑区浦里一丁目67番の1地先から	前	0.714	6.50 ～ 15.15	
		名古屋市緑区浦里五丁目57番の1地先まで	後	0.714	8.48 ～ 9.56	
A	鳴海西部第48号線	名古屋市緑区浦里一丁目3番の1地先から	前	0.068	15.00	第 21 附 図
		名古屋市緑区浦里一丁目32番の5地先まで	後	0.068	8.50	
B	鳴海西部第25号線	名古屋市緑区浦里一丁目33番の1地先から	前	0.347	9.40 ～ 15.00	
		名古屋市緑区浦里一丁目67番の1地先まで	後	0.344	8.49 ～ 8.52	
A	野並第33号線	名古屋市天白区井の森町135番の1地先から	前	0.336	9.00 ～ 16.00	第 22 附 図
		名古屋市天白区古川町75番の1地先まで	後	0.336	7.95 ～ 8.02	

6 道路の区域変更及び供用開始

道路 の 種類	整理 符号	路 線 名	道 路 の 区 域				摘 要
			区 間	変更 の前 後別	延 長 キロメートル	幅 員 メ ー ト ル	
市道	A	富士見台赤坂町線	名古屋市千種区希望ヶ丘1丁目2番の13地先から	前	0.139	12.00	第 2 附 図
			名古屋市千種区希望ヶ丘1丁目2番の6地先まで	後	0.139	13.00	
	A	宮東妙見町線支線 第8号第2支線第1	名古屋市昭和区妙見町99番の7地先から	前	0.068	6.36	第 6 附 図
			名古屋市昭和区山手通三丁目24番の1地先まで	後	0.068	9.00 ～ 12.65	

7 道路の供用開始

道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
市道	1	星崎町第4号線	名古屋市南区阿原町12番の1地先から 名古屋市南区阿原町65番の1地先まで	第 13 附 図
	2	星崎町第84号線	名古屋市南区星崎二丁目133番の1地先から 名古屋市南区星崎二丁目129番の1地先まで	
	1	笠寺東部第71号線	名古屋市南区芝町208番の1地先から 名古屋市南区芝町208番の1地先まで	第 14 附 図
	2	笠寺東部第72号線	名古屋市南区芝町221番の1地先から 名古屋市南区赤坪町190番の1地先まで	
	3	笠寺東部第89号線	名古屋市南区赤坪町248番の1地先から 名古屋市南区赤坪町248番の1地先まで	
	1	笠寺東部第71号線	名古屋市南区鶴里町3丁目48番の1地先から 名古屋市南区明円町253番の3地先まで	第 15 附 図
	1	野並第33号線	名古屋市天白区福池一丁目78番の1地先から 名古屋市天白区井の森町135番の1地先まで	第 16 附 図
	1	本星崎東部第6号線	名古屋市南区星宮町78番の1地先から 名古屋市南区星宮町199番の2地先まで	第 20 附 図

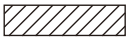
2	星崎町第70号線	名古屋市南区阿原町 1 番地先から 名古屋市南区阿原町 1 番地先まで	第 21 附 図
3	鳴海西部第25号線	名古屋市緑区浦里一丁目67番の 1 地先から 名古屋市緑区浦里五丁目57番の 1 地先まで	
1	鳴海西部第48号線	名古屋市緑区浦里一丁目 3 番の 1 地先から 名古屋市緑区浦里一丁目32番の 5 地先まで	
2	鳴海西部第25号線	名古屋市緑区浦里一丁目33番の 1 地先から 名古屋市緑区浦里一丁目67番の 1 地先まで	
1	野並第33号線	名古屋市天白区井の森町1 3 5番の 1 地先から 名古屋市天白区古川町75番の 1 地先まで	第 22 附 図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

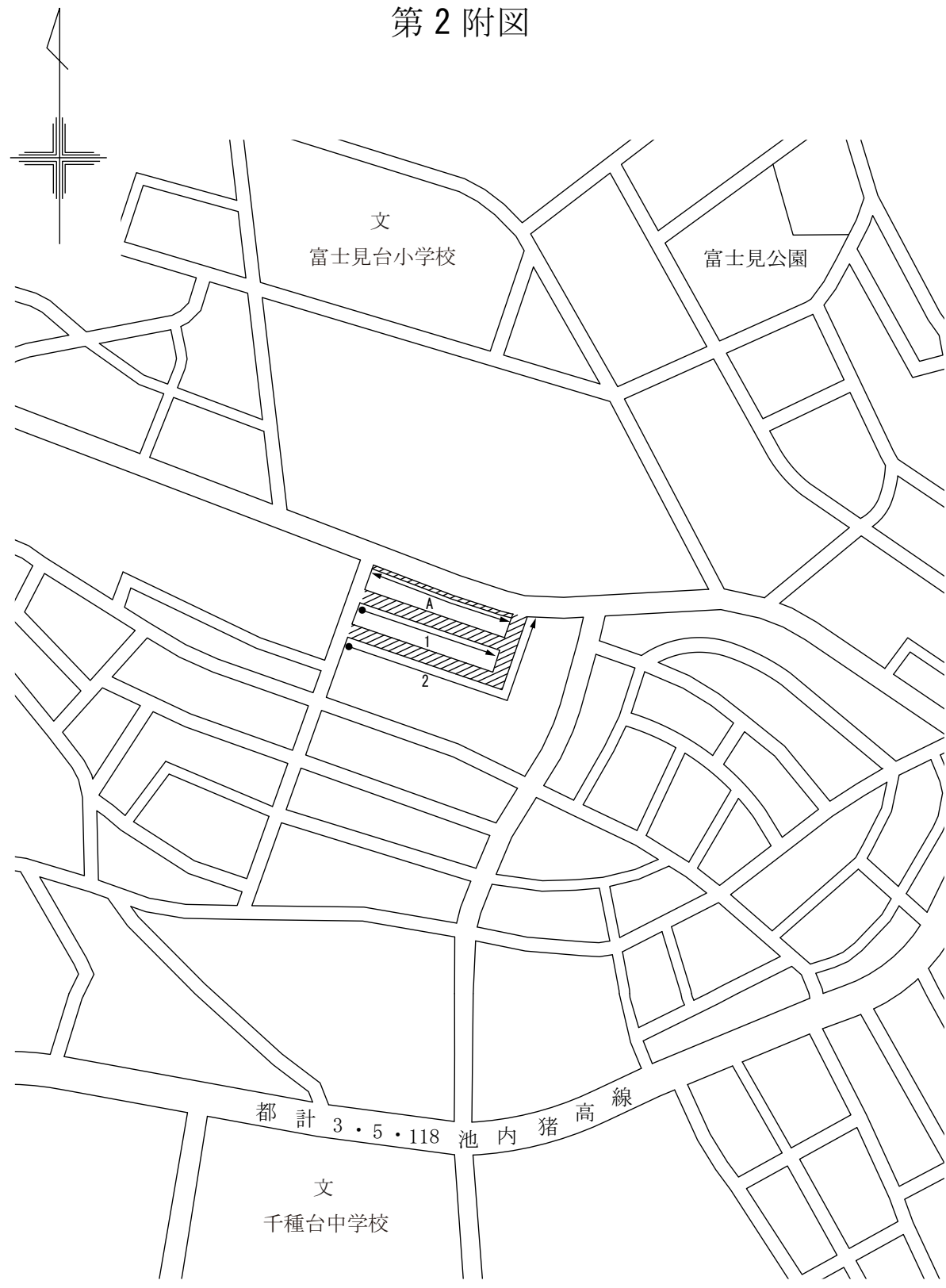
第 1 附図



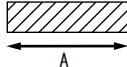
凡 例

-  市道に認定し道路の区域を
 決定し供用開始する部分

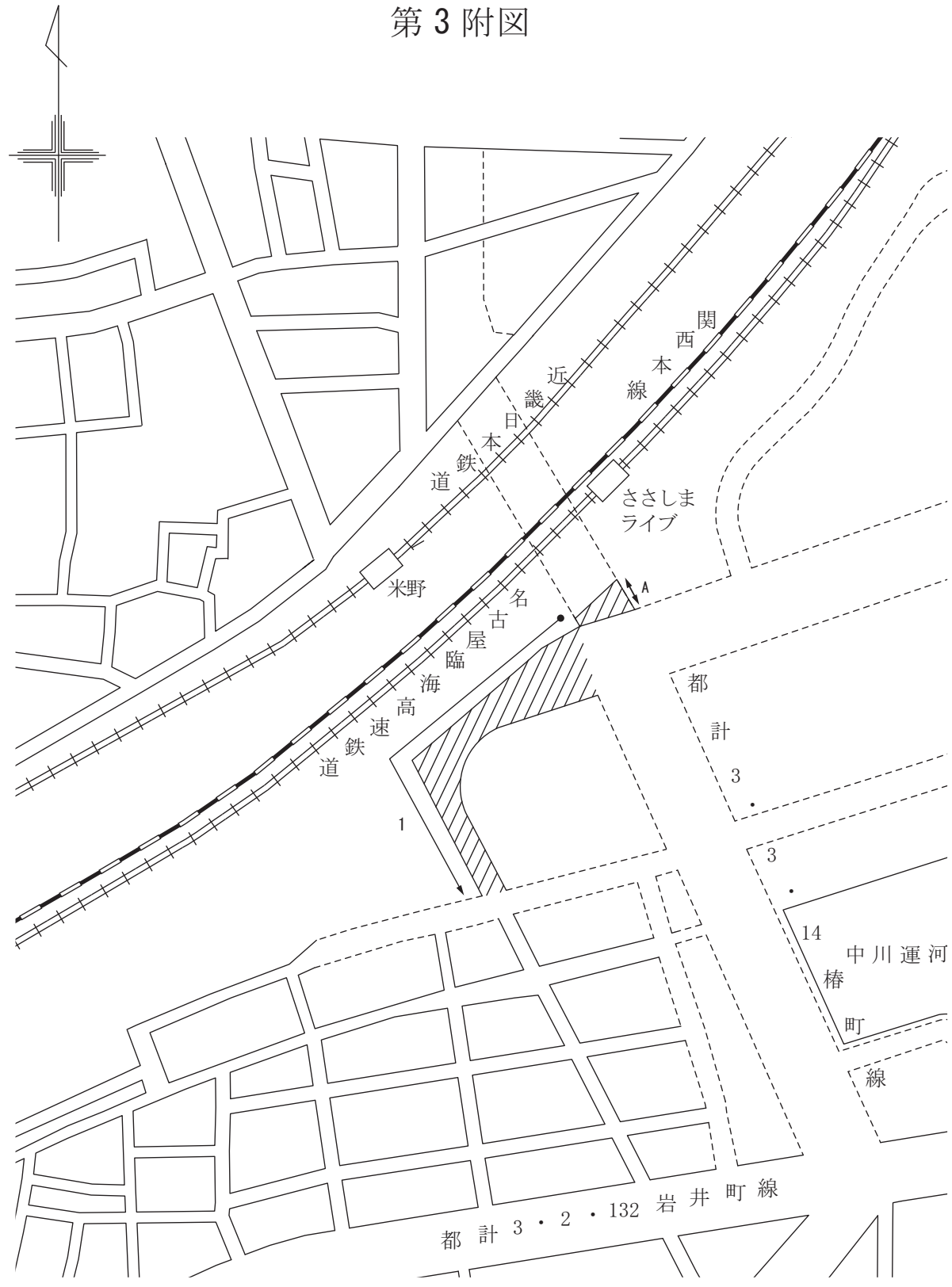
第 2 附図



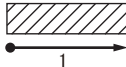
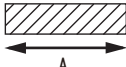
凡 例

-  市道に認定し道路の区域を決定し供用開始する部分
-  区域変更により道路の区域とし供用開始する部分

第 3 附図



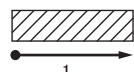
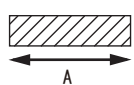
凡 例

- 
 市道に認定し道路の区域を決定する部分
- 
 区域変更により道路の区域とする部分

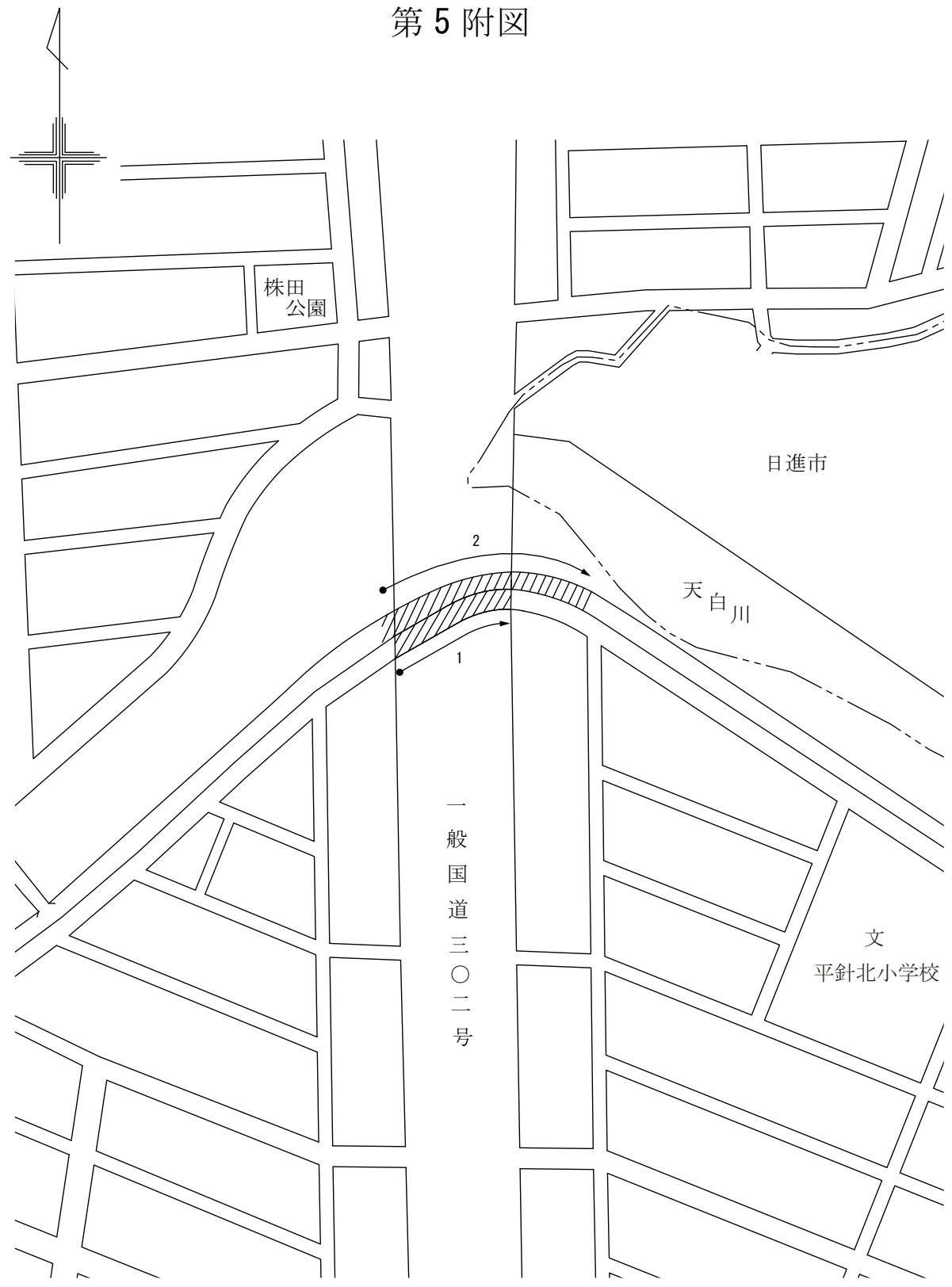
第 4 附図



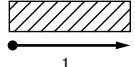
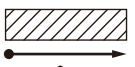
凡 例

-  市道に認定し道路の区域を決定する部分
-  区域変更により道路の区域とする部分

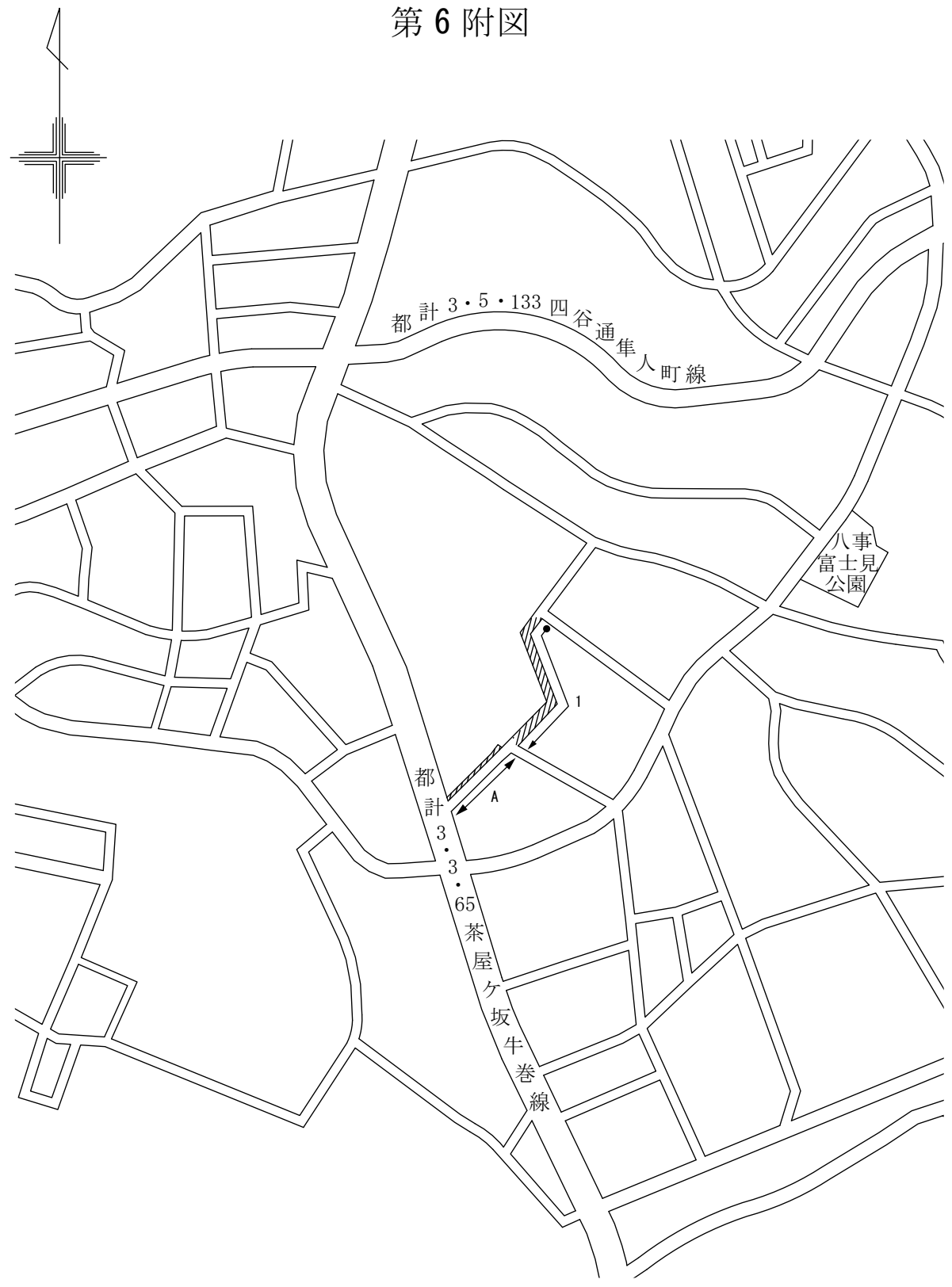
第 5 附図



凡 例

-  市道に認定し道路の区域を決定し供用開始する部分
-  市道に認定し道路の区域を決定する部分

第 6 附図



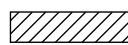
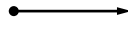
凡 例

- 市道に認定し道路の区域を決定し供用開始する部分
- 区域変更により道路の区域とし供用開始する部分

第 7 附図



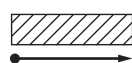
凡 例

-  市道に認定し道路の区域を
-  決定し供用開始する部分

第8 附図

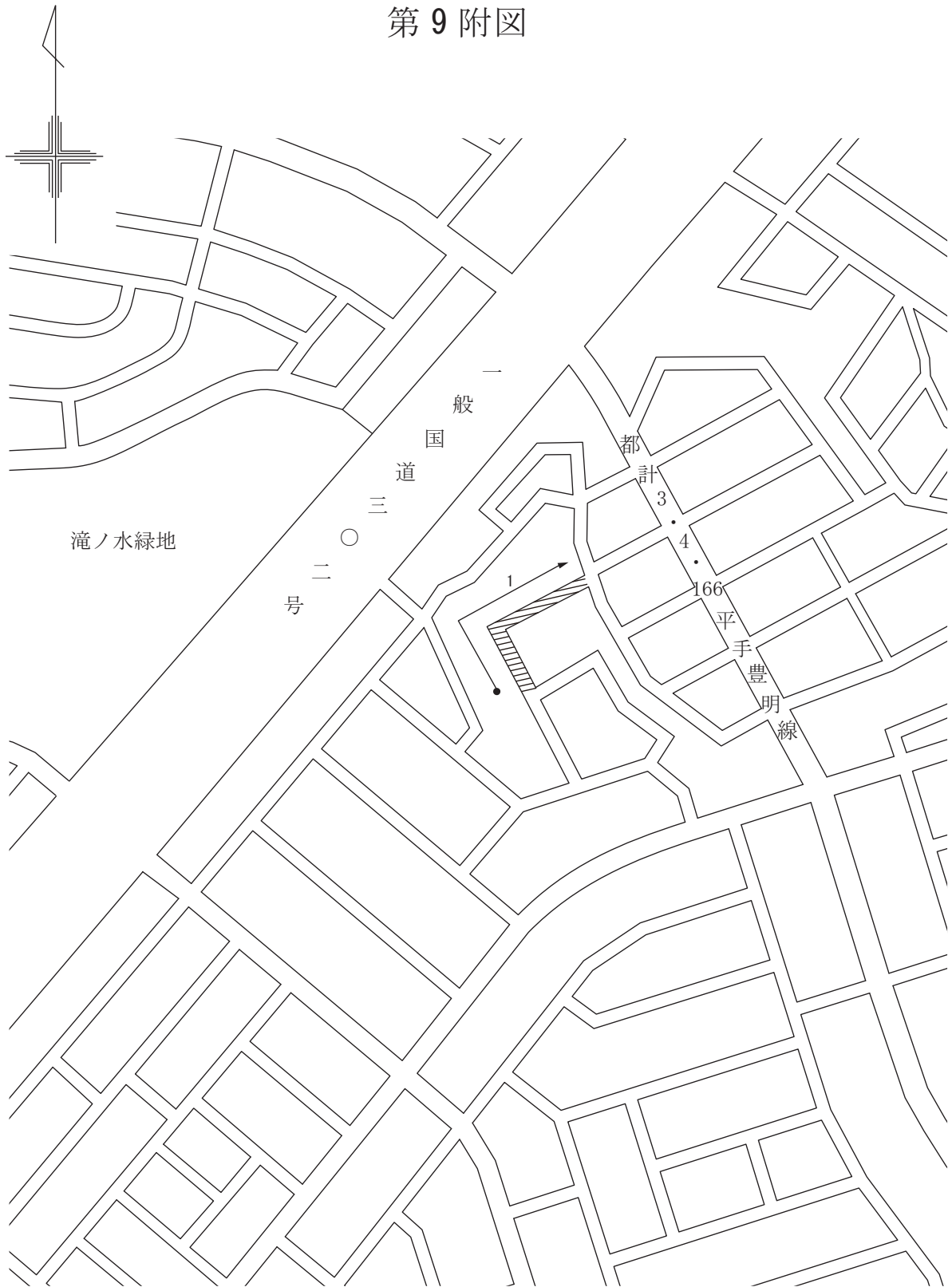


凡 例



市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

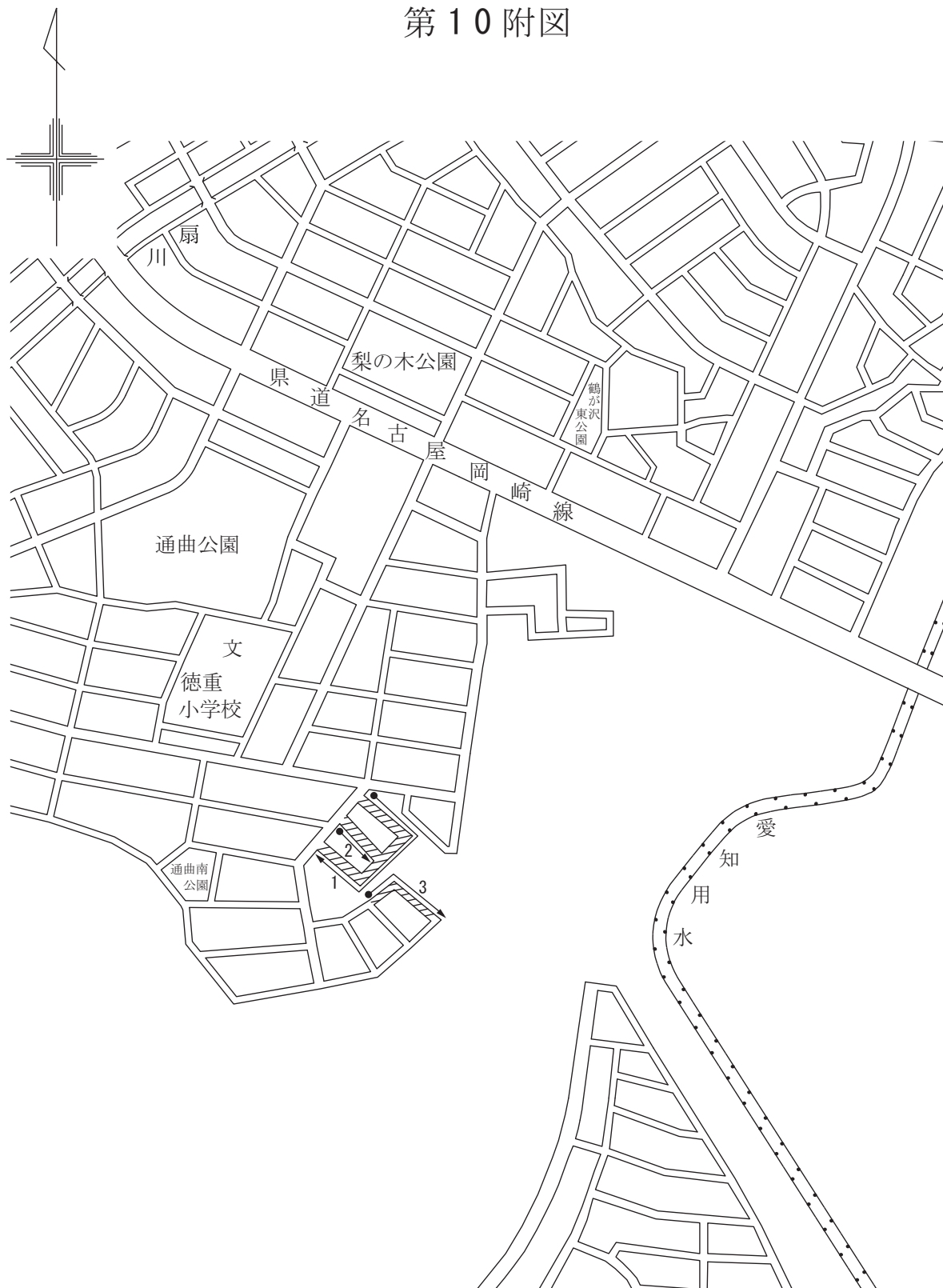
第 9 附図



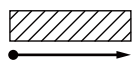
凡 例

-  市道に認定し道路の区域を
-  決定し供用開始する部分

第10 附図



凡 例

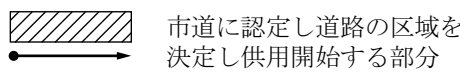


市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

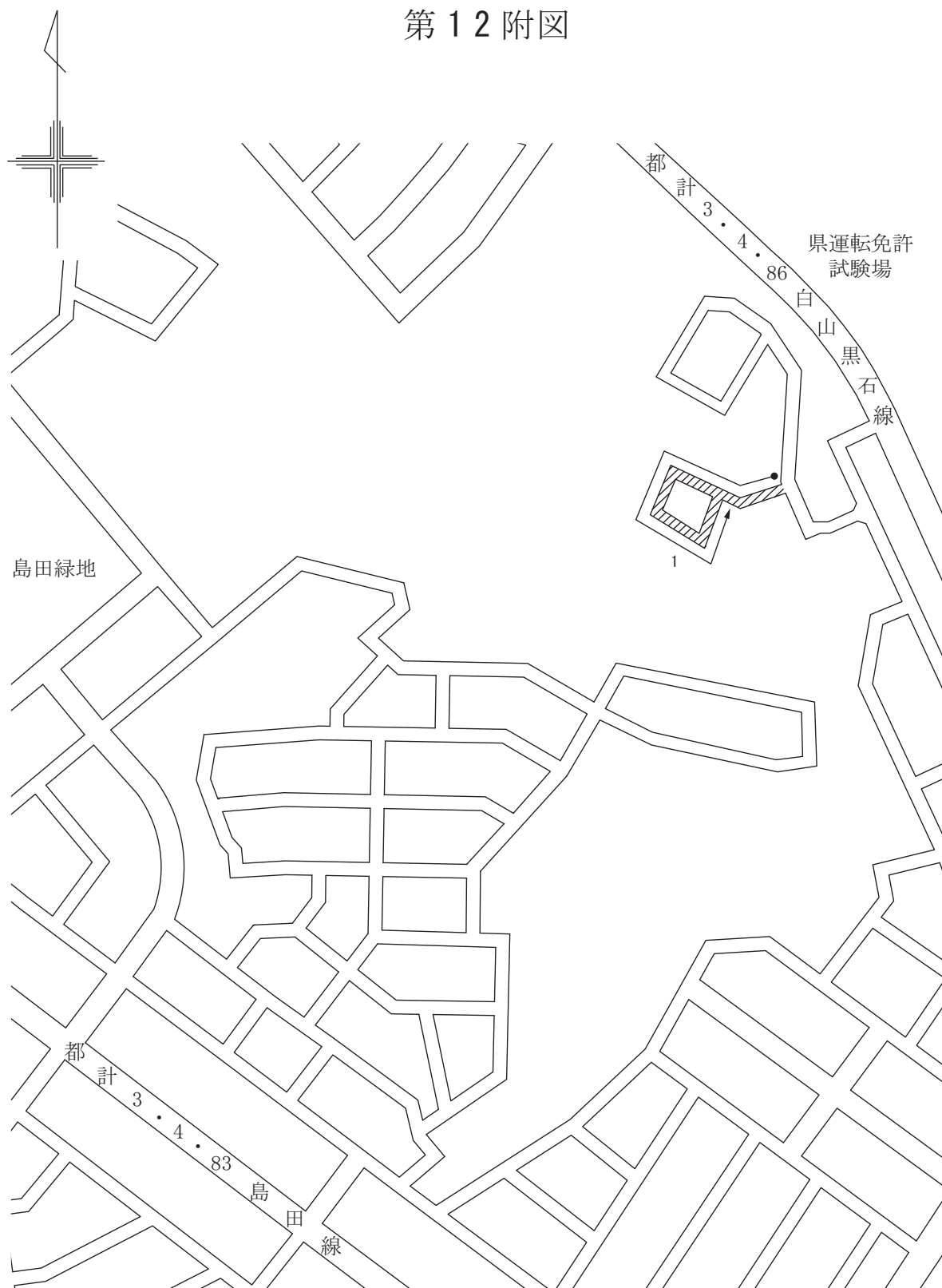
第 11 附図



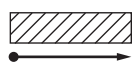
凡 例



第 12 附図



凡 例

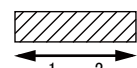


市道に認定し道路の区域を
決定し供用開始する部分

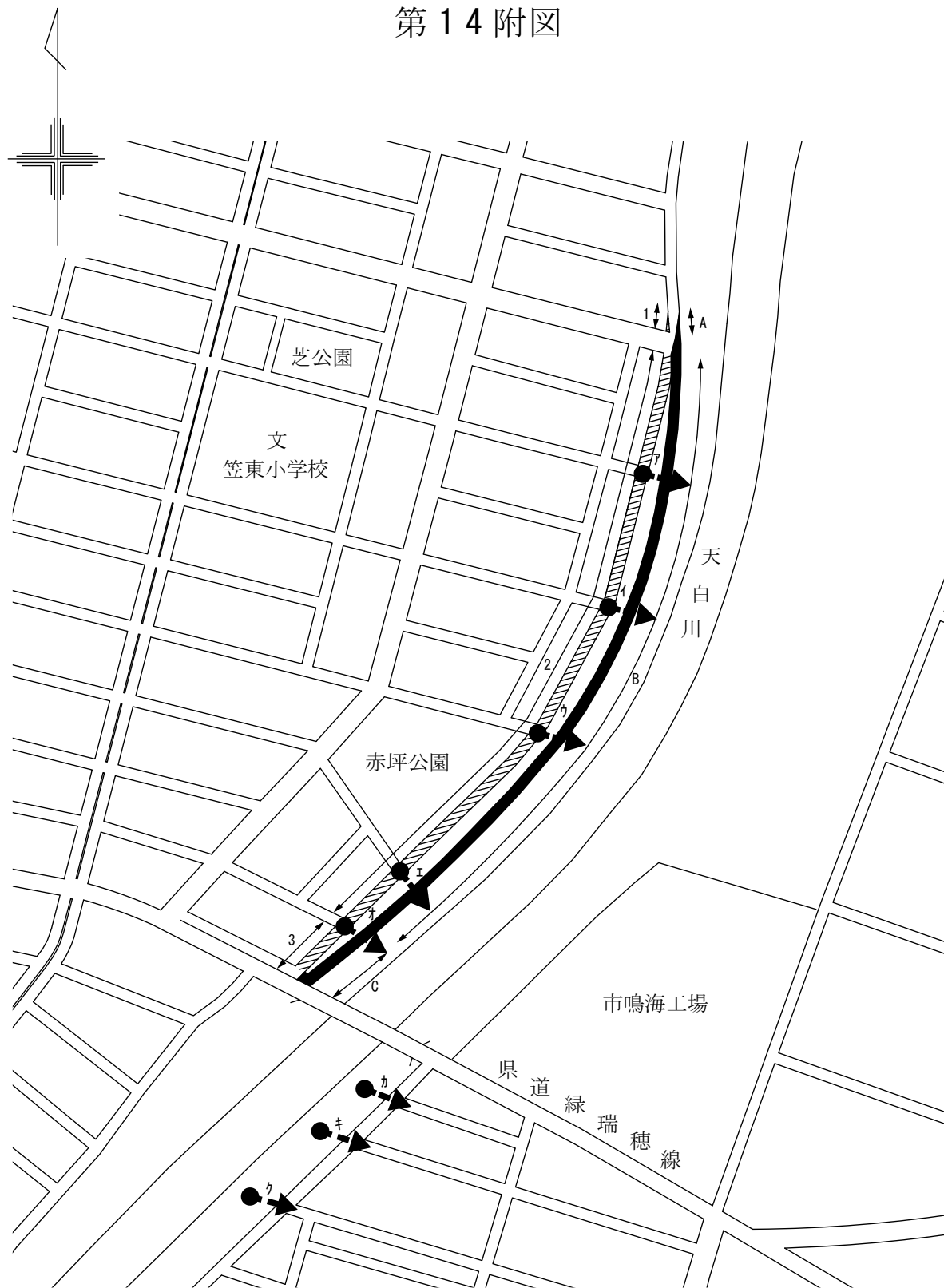
第13 附図



凡 例

- 
 一部廃止し供用廃止する部分
- 
 道路の供用を開始する部分
- 
 区域変更により廃道する部分

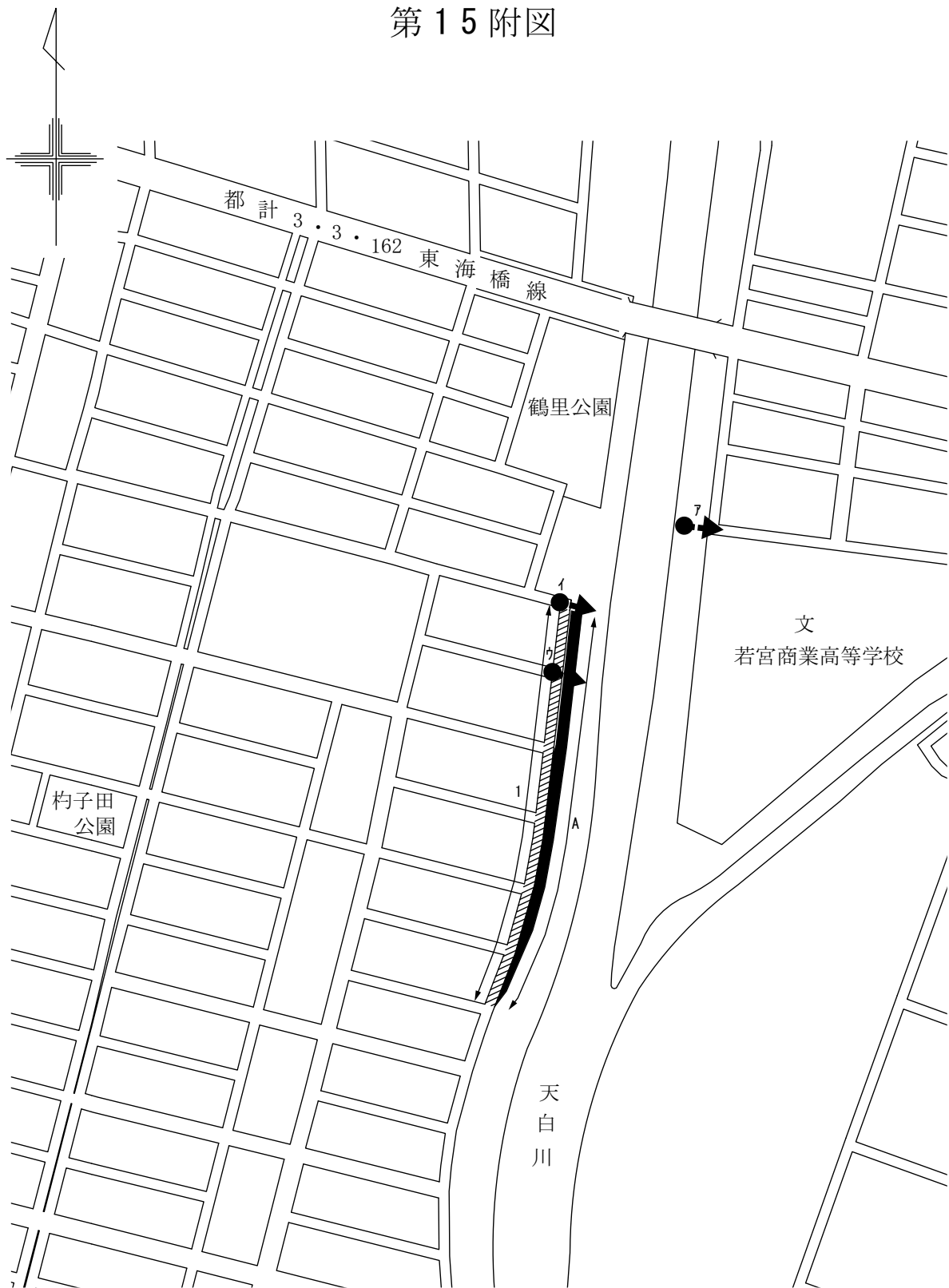
第14 附図



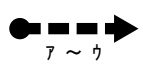
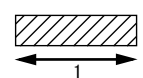
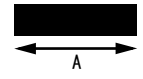
凡 例

- --- ● → 一部廃止し供用廃止する部分
ア ~ ケ
- ▨ 道路の供用を開始する部分
1 ~ 3
- 区域変更により廃道する部分
A ~ C

第 15 附図



凡 例

-  一部廃止し供用廃止する部分
-  道路の供用を開始する部分
-  区域変更により廃道する部分

天白川

野並公園

中江公園

都計 3・5・160 豊田新屋敷線

1 2 3 4 5 6 7

イ オ カ キ ケ コ サ

天白川橋

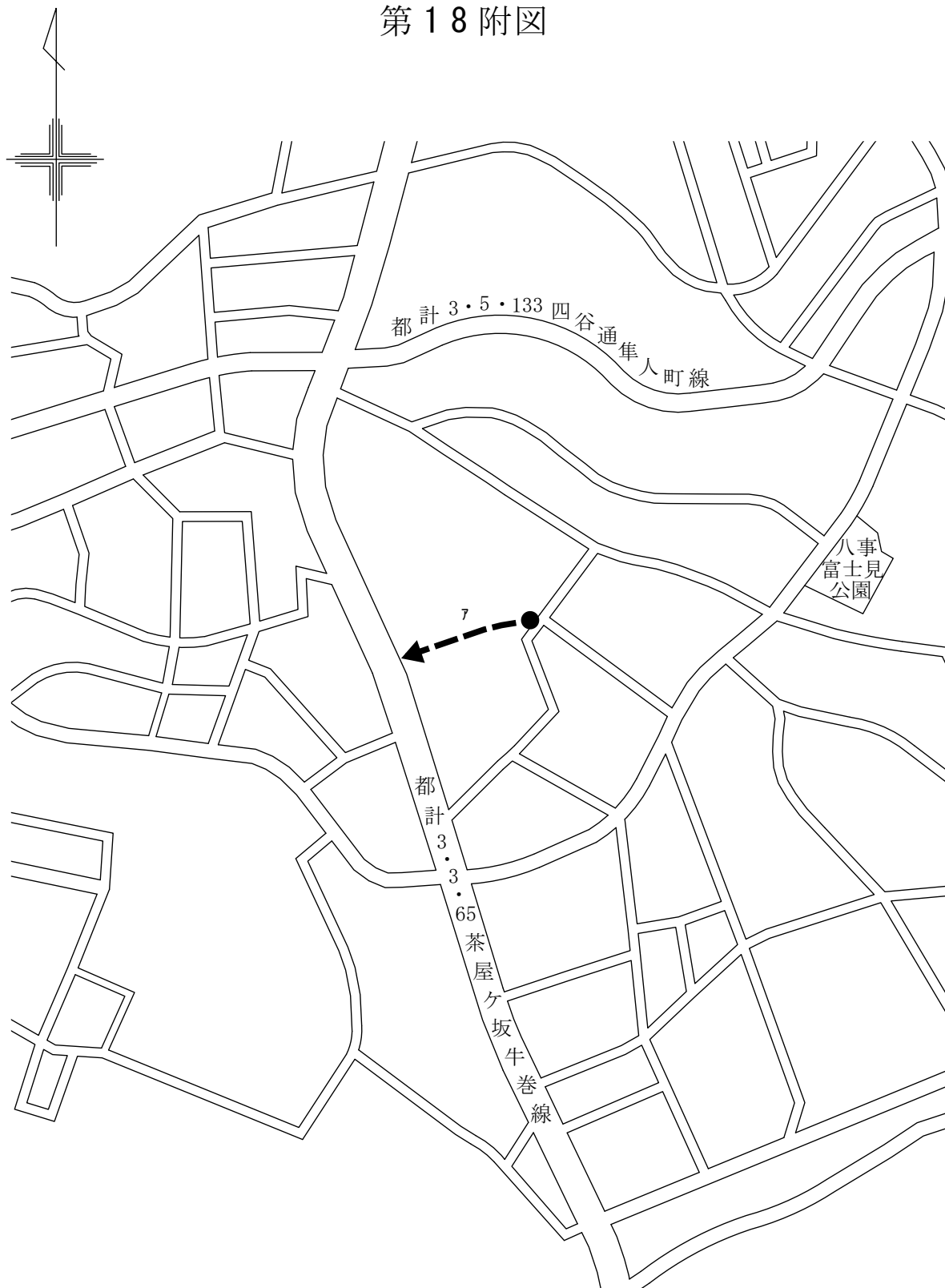
Figure 1 illustrates three types of road closure or status changes:

- 一部廃止し供用廃止する部分** (Partially closed and supply discontinued part): Represented by a dashed line with a black arrow pointing right, labeled with "7 ~ ㍿".
- 道路の供用を開始する部分** (Part where road supply begins): Represented by a rectangle with diagonal hatching, labeled with "1".
- 区域変更により廃道する部分** (Part where road is abandoned due to area change): Represented by a solid black rectangle, labeled with "A".



45

第18 附図

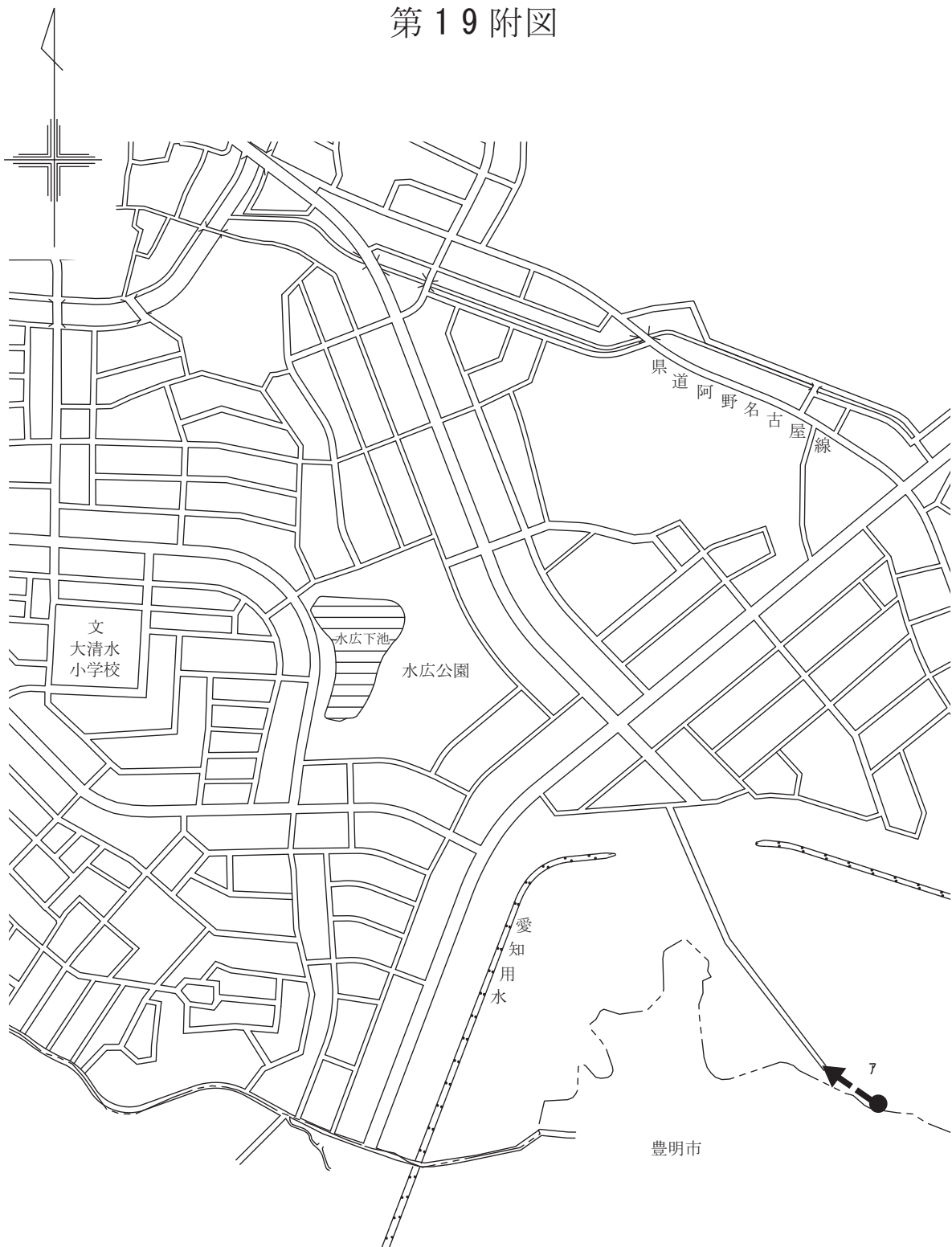


凡 例



一部廃止し供用廃止する部分

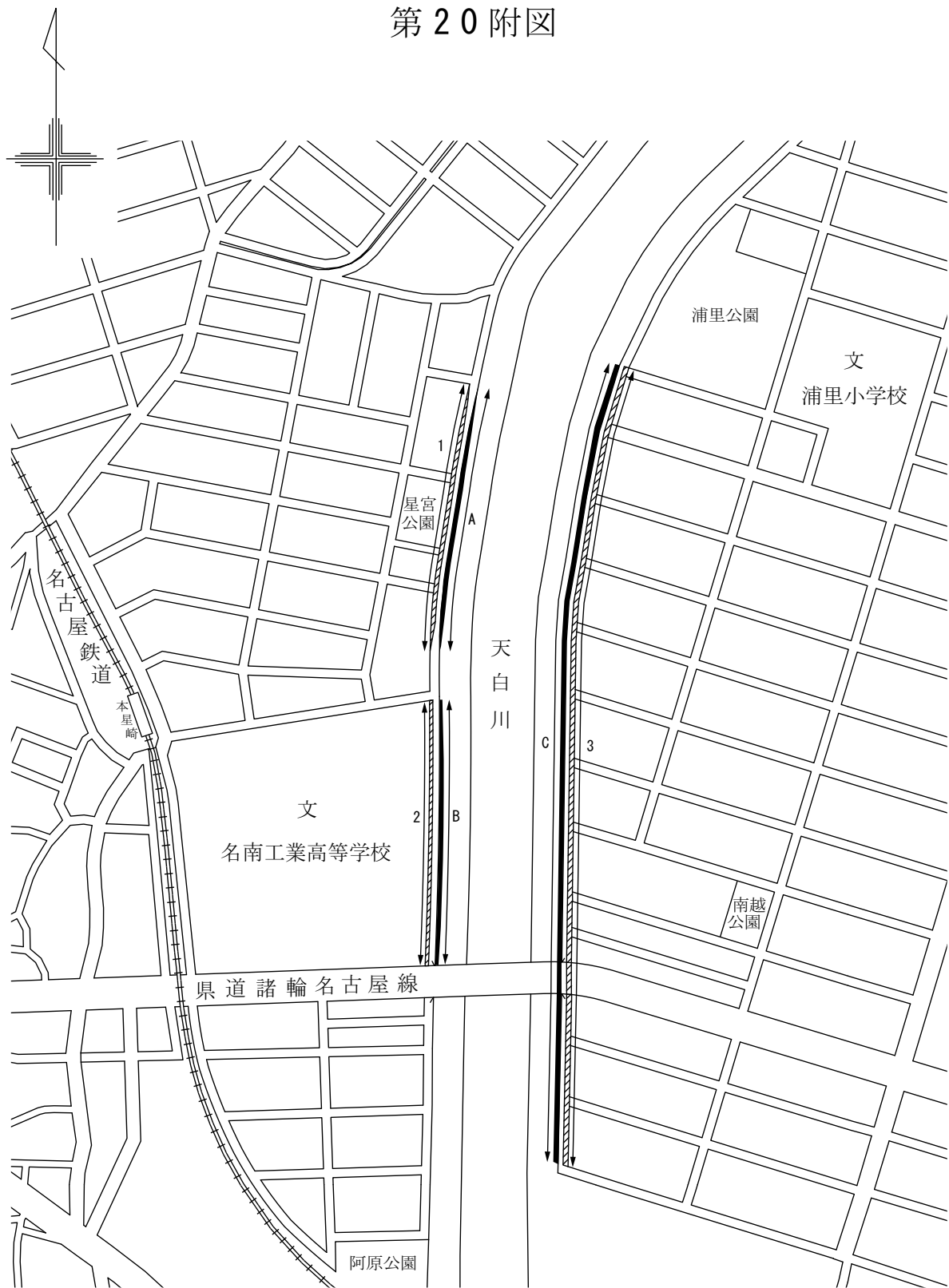
第 19 附図



凡 例

●---➡ 一部廃止し供用廃止する部分

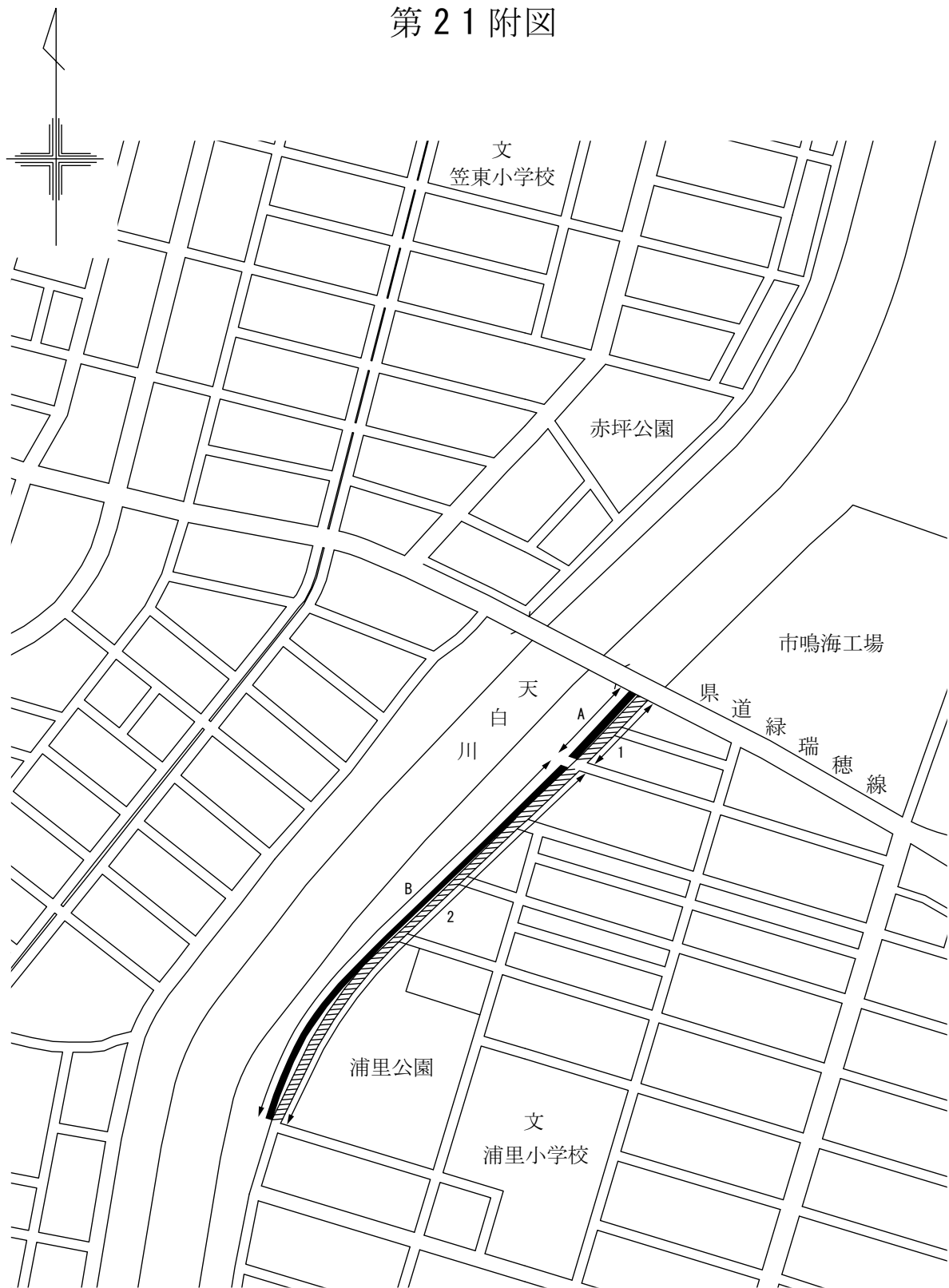
第 20 附図



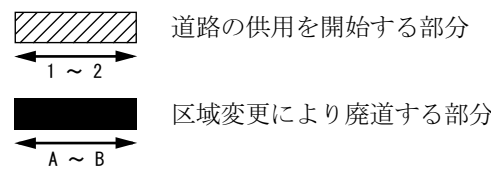
凡 例

-  道路の供用を開始する部分
1 ~ 3
-  区域変更により廃道する部分
A ~ C

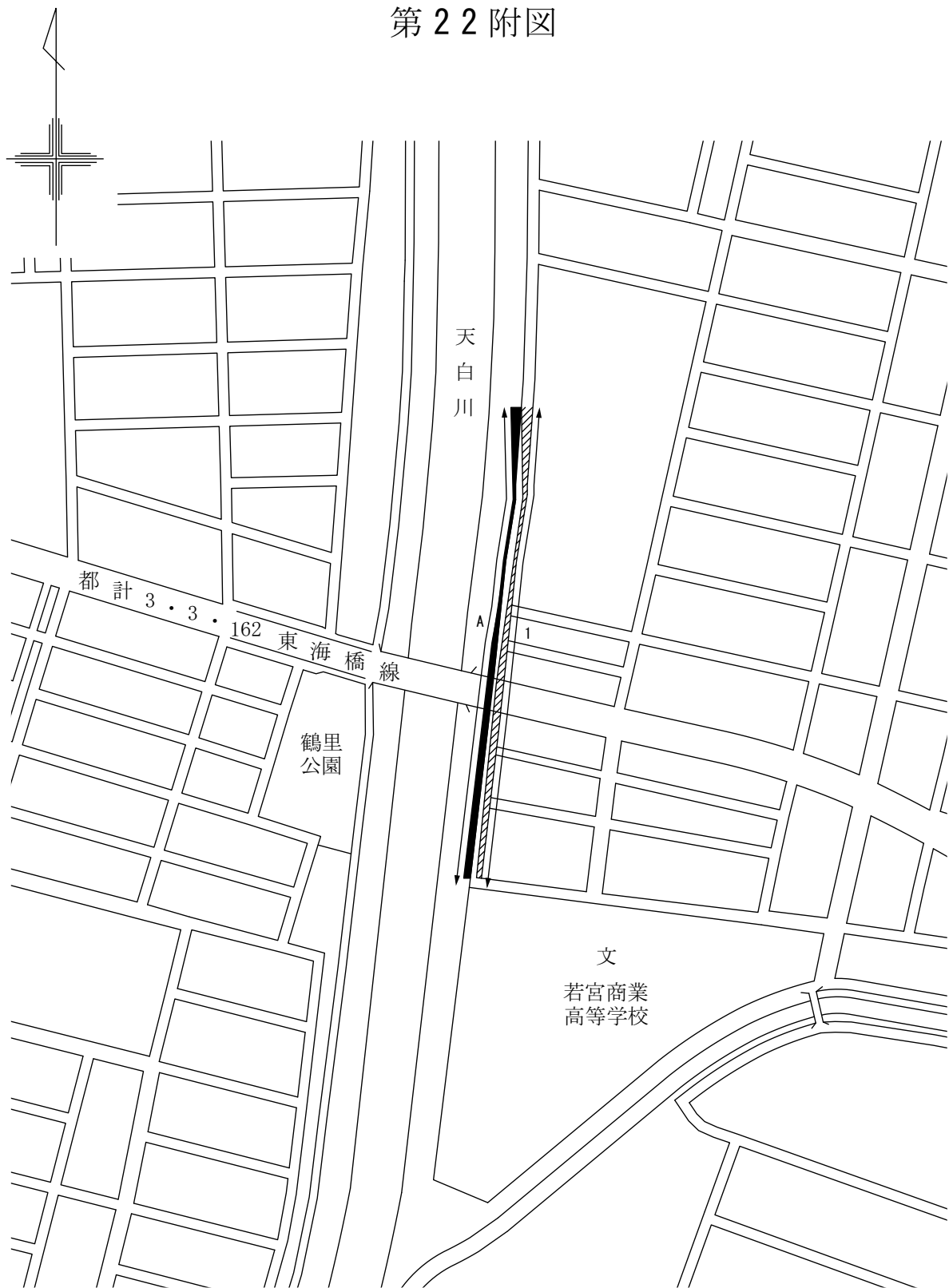
第 2 1 附図



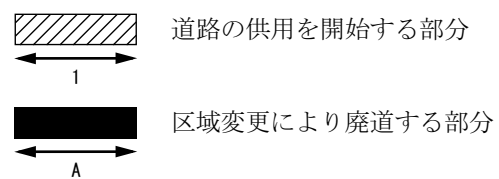
凡 例



第 2 2 附図



凡 例



名古屋市告示第677号

道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第48条の13第2項及び第18条第2項の規定に基づき、平成29年10月23日から次のように自転車歩行者専用道路を指定し、道路の供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

平成29年10月23日

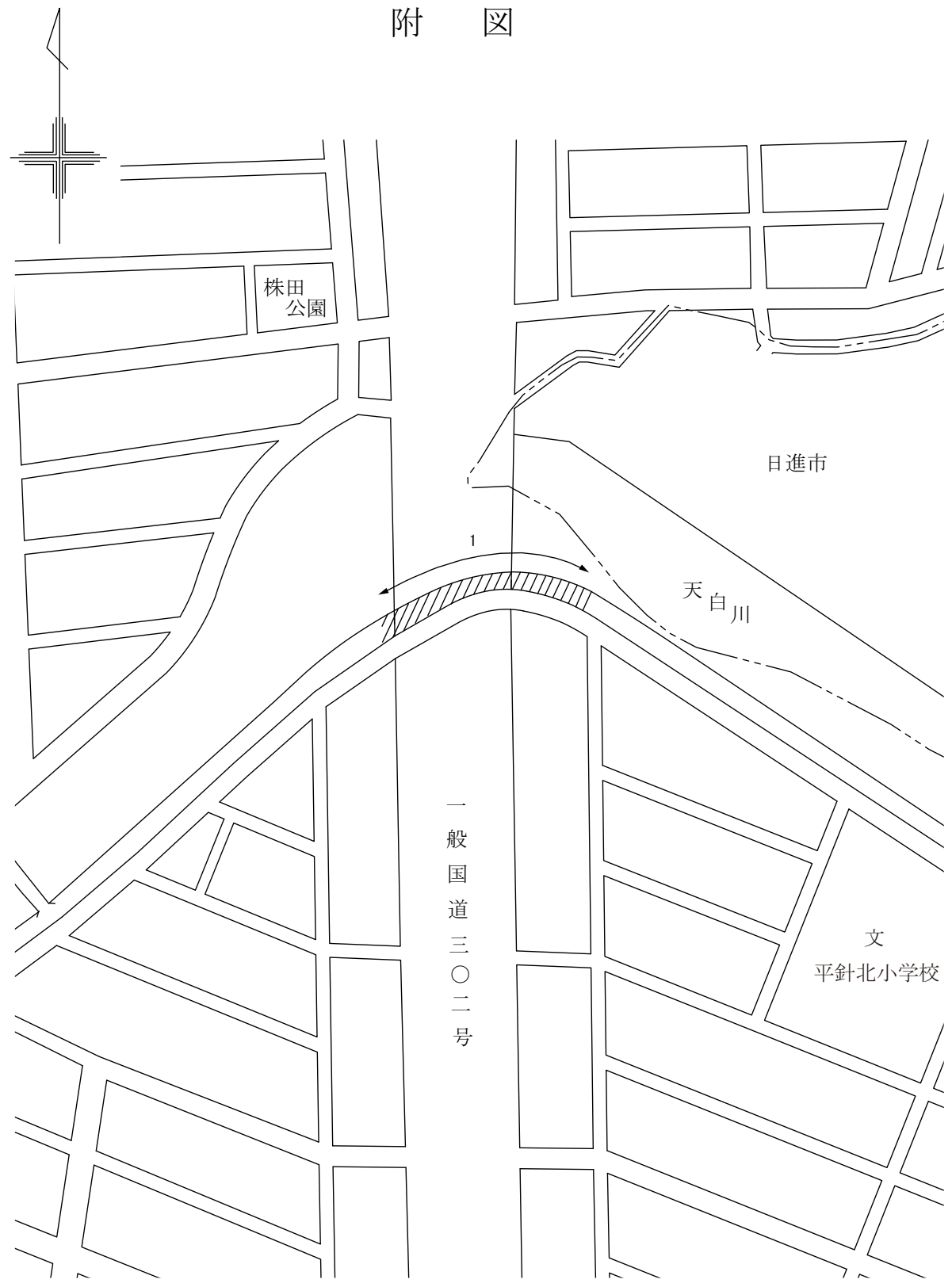
名古屋市長 河 村 た か し

自転車歩行者専用道路の指定及び道路の供用開始

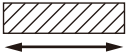
道路 の 種類	整理 番号	路 線 名	区 間	摘 要
市道	1	天白川自転車歩行者 道第11号線	名古屋市天白区原一丁目1201番地先から 名古屋市天白区平針一丁目102番地先まで	附 図

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

附 図



凡 例

 自転車歩行者専用道路に
指定し供用開始する部分

名古屋市告示第 678号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成29年10月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問介護及び介護予防訪問介護

介護事業者の名称		I n c l u s i v e . 合同会社
介護事業者の所在地		愛知県江南市木賀町杉 101番地
介護事業所の名称	旧	訪問介護スヨンの輪
	新	インクルーシブ愛知
介護事業所の所在地		名古屋市昭和区御器所通 1丁目 2番地
変 更 年 月 日		平成28年 7月 1日

介護事業者の名称		特定非営利活動法人たすけあいワーカーズ・コレ クティブ愛・I
介護事業者の所在地		名古屋市名東区石が根町85番地
介護事業所の名称		愛・I ホームヘルパーステーション
介護事業所の所在	旧	名古屋市名東区藤森二丁目 114番地の 1

地	新	名古屋市名東区石が根町85番地
変 更 年 月 日	平成26年10月 1日	

2 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 事 業 所 の 名 称	津田クリニック	
介護事業所の所在	旧	名古屋市北区田幡二丁目18番10号
地	新	名古屋市北区田幡二丁目18番 9号
変 更 年 月 日	平成29年 9月 1日	

介 護 事 業 者 の 名 称	有限会社エデンプロジェクト	
介護事業者の所在地	名古屋市中区千代田三丁目 1番10号	
介 護 事 業 所 の 名 称	エデン訪問看護ステーション	
介護事業所の所在	旧	名古屋市中区富士見町 1番24号
地	新	名古屋市中区千代田三丁目 1番10号
変 更 年 月 日	平成29年 9月19日	

介 護 事 業 者 の 名 称	合同会社エヌユー	
介護事業者の所在地	名古屋市昭和区丸屋町 4丁目31番地の 1	
介 護 事 業 所 の 名 称	エヌユー訪問看護ステーション	
介護事業所の所在	旧	名古屋市昭和区福江一丁目19番 5号
地	新	名古屋市昭和区丸屋町 4丁目31番地の 1
変 更 年 月 日	平成29年 7月19日	

3 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 事 業 所 の 名 称	津田クリニック	
介護事業所の所在	旧	名古屋市北区田幡二丁目18番10号
地	新	名古屋市北区田幡二丁目18番 9号
変 更 年 月 日	平成29年 9月 1日	

4 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介護事業所の名称		津田クリニック
介護事業所の所在地	旧	名古屋市北区田幡二丁目18番10号
	新	名古屋市北区田幡二丁目18番 9号
変更年月日		平成29年 9月 1日

介護事業所の名称	旧	キョーワ調剤薬局桜山店
	新	キョーワ薬局桜山店
介護事業所の所在地		名古屋市瑞穂区川澄町 1丁目 2番地
変更年月日		平成29年 9月 1日

介護事業所の名称	旧	キョーワ調剤薬局桜本町店
	新	キョーワ薬局桜本町店
介護事業所の所在地		名古屋市南区鳥栖一丁目15番34号
変更年月日		平成29年 7月 1日

5 福祉用具貸与及び介護予防福祉用具貸与

介護事業者の名称		ライフメッセージ株式会社
介護事業者の所在地	旧	岡山県岡山市北区下中野 701— 101
	新	岡山県岡山市南区西市 522— 1
介護事業所の名称		ライフメッセージ株式会社中部営業所
介護事業所の所在地		名古屋市中村区名駅二丁目38番 2号
変更年月日		平成29年 7月24日

介護事業者の名称	旧	株式会社ヘルスケア一光
	新	株式会社ハピネライフ一光
介護事業者の所在地		三重県津市西丸之内36番25号
介護事業所の名称		ホームヘルスケア一光名古屋営業所
介護事業所の所在地		名古屋市中区丸の内二丁目 6番21号

変 更 年 月 日	平成29年 9月 1日
-----------	-------------

6 居宅介護支援事業

介護事業者の名称		パナソニックエイジフリー株式会社
介護事業者の所在地		大阪府門真市大字門真1048番地
介護事業所の名称	旧	パナソニックエイジフリーケアセンター名古屋・ケアマネジメント
	新	パナソニックエイジフリーケアセンター名古屋上小田井・ケアマネジメント
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中村区名駅南二丁目 7番55号
	新	名古屋市西区中小田井四丁目 408番地の 1
変 更 年 月 日		平成29年 9月 1日

介護事業者の名称		有限会社エデンプロジェクト
介護事業者の所在地		名古屋市中区千代田三丁目 1番10号
介護事業所の名称		エデン居宅介護支援事業所
介護事業所の所在地	旧	名古屋市中区富士見町 1番24号
	新	名古屋市中区千代田三丁目 1番10号
変 更 年 月 日		平成29年 9月19日

介護事業者の名称		株式会社ヒデシン
介護事業者の所在地		愛知県豊橋市杉山町切畑 1番地 7
介護事業所の名称	旧	ケアプラン熱田
	新	ケアプランかやば
介護事業所の所在地	旧	名古屋市熱田区六番一丁目13番11号
	新	名古屋市千種区萱場二丁目13番 2号
変 更 年 月 日		平成29年 9月 1日

7 特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売

介護事業者の名称		ライフメッセージ株式会社
介護事業者の所在地	旧	岡山県岡山市北区下中野 701 ― 101
	新	岡山県岡山市南区西市 522― 1
介護事業所の名称		ライフメッセージ株式会社中部営業所
介護事業所の所在地		名古屋市中村区名駅二丁目38番 2号
変更年月日		平成29年 7月24日

介護事業者の名称	旧	株式会社ヘルスケア一光
	新	株式会社ハピネライフ一光
介護事業者の所在地		三重県津市西丸之内36番25号
介護事業所の名称		ホームヘルスケア一光名古屋営業所
介護事業所の所在地		名古屋市中区丸の内二丁目 6番21号
変更年月日		平成29年 9月 1日

8 地域密着型通所介護

介護事業者の名称		株式会社ゼニタ
介護事業者の所在地		名古屋市中区新栄三丁目20番28号
介護事業所の名称	旧	リハビリデイサービスゼニタ
	新	ナーシングリハ・デイサービスセンター
介護事業所の所在地		名古屋市中区新栄三丁目20番28号
変更年月日		平成29年 9月 1日

9 予防専門型通所サービス

介護事業者の名称		株式会社ゼニタ
介護事業者の所在地		名古屋市中区新栄三丁目20番28号
介護事業所の名称	旧	リハビリデイサービスゼニタ
	新	ナーシングリハ・デイサービスセンター
介護事業所の所在地		名古屋市中区新栄三丁目20番28号
変更年月日		平成29年 9月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 679号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年10月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	指定年月 日
あさい薬局浦里店	名古屋市緑区浦里三丁目 161番地	平成29年 9月11日
鈴木クリニック	名古屋市名東区藤里町 401番地	平成29年 5月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 680号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による介護機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 1項の規定により、また
中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特
定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、
その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 1項の規定により、各法による
介護を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年10月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 介護老人保健施設

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	指定年月 日
医療法人幸世会 名古屋市瑞穂区新開町23番13 号	介護老人保健施設セントラル 内田橋 名古屋市南区内田橋一丁目 4 番24号	平成29年 7月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 681号

生活保護法による指定介護機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、同法による指定介護機関から次のとおり変更の届出がありました。

平成29年10月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 通所介護及び介護予防通所介護

介護事業者の名称		パナソニックエイジフリー株式会社
介護事業者の所在地		大阪府門真市大字門真1048番地
介護事業所の名称	旧	パナソニックエイジフリーみどりデイセンター
	新	パナソニックエイジフリーケアセンターみどり・デイサービス
介護事業所の所在地		名古屋市緑区相川三丁目38番地
変更年月日		平成28年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 682号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の 2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年10月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 訪問看護及び介護予防訪問看護

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
山王歯科	名古屋市中川区西日置二丁目 3番 5号	平成29年 9月 1日
清水内科眼科	名古屋市中東区山の手一丁目 415番地	平成29年 7月 31日

2 訪問リハビリテーション及び介護予防訪問リハビリテーション

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月日
山王歯科	名古屋市中川区西日置二丁目 3番 5	平成29年

	号	9月 1日
清水内科眼科	名古屋市名東区山の手一丁目 415番地	平成29年 7月31日

3 居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導

介 護 機 関 名	所 在 地	廃止年月 日
山王歯科	名古屋市中川区西日置二丁目 3番 5号	平成29年 9月 1日
キヨ調剤薬局	名古屋市中川区戸田五丁目 402番地	平成29年 8月31日
波花薬局	名古屋市中川区下之一色町字波花 122番地の 2	平成29年 8月31日
清水内科眼科	名古屋市名東区山の手一丁目 415番地	平成29年 7月31日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 683号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰
国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律
による指定介護機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第54条の 2第 4項において準用する同
法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに
永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成
6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第54条の
2第 4項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定介護
機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年10月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護

介護事業者の名称及び主たる 事務所の所在地	介護事業所の名称及び所在地	廃止年月 日
旭日産業株式会社 名古屋市中区新栄一丁目40番 8号	グループホームあさひ名北 名古屋市北区安井一丁目26番 14号	平成29年 8月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 684号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形
質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成29年10月24日

名古屋市長 河 村 た か し

1 指定する区域

名古屋市中村区名駅三丁目1608番 1の一部、1608番 2の全部、1609番 1の全部、1609番 2の一部及び1610番 1の一部（詳細は、別紙のとおり）

2 土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

カドミウム及びその化合物

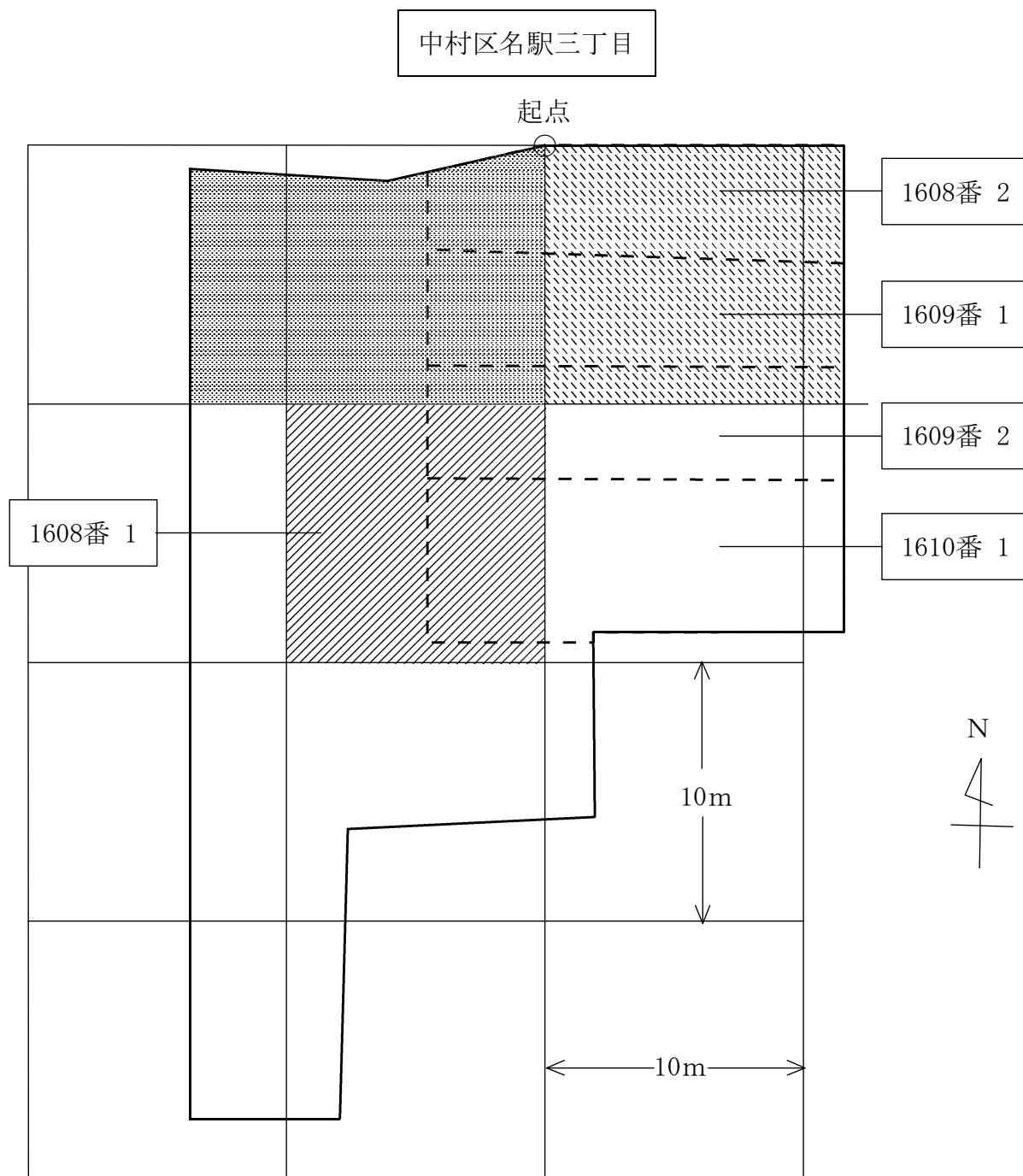
砒^ひ素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3 土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課



凡例



：調査対象地

- - - : 筆の境界



：形質変更時届出管理区域（カドミウム及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）並びにふっ素及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））

：形質変更時届出管理区域（砒素^ひ及びその化合物（土壤溶出量基準不適合））：形質変更時届出管理区域（砒素^ひ及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）、ふっ素^ふ及びその化合物（土壤溶出量基準不適合）並びに鉛及びその化合物（土壤含有量基準不適合））

名古屋市告示第685号

配慮意見書について

名古屋市環境影響評価条例（平成10年名古屋市条例第40号）第7条の5第1項の規定に基づき、平成29年10月13日付で、名古屋市南陽工場設備更新事業に係る計画段階環境配慮書について環境の保全の見地からの意見を記載した書類（以下「配慮意見書」という。）を作成しましたので、同条第4項の規定に基づき、次のとおり告示するとともに、この配慮意見書の写しを公衆の縦覧に供します。

平成29年10月24日

名古屋市長 河村 たかし

1 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名古屋市

名古屋市長 河村たかし

名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

2 対象事業の名称及び種類

名古屋市南陽工場設備更新事業

廃棄物処理施設の建設

3 対象事業の実施想定区域

名古屋市港区藤前二丁目101番地

4 配慮意見書の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課（以下「地域環境対策課」という。）

（名古屋市役所東庁舎5階）

- イ 名古屋市港区港明一丁目12番20号
港区役所
- ウ 名古屋市港区春田野三丁目1801番地
港区役所南陽支所（以下「南陽支所」という。）
- エ 名古屋市中区栄一丁目23番13号
名古屋市環境学習センター（以下「環境学習センター」という。）
（伏見ライフプラザ13階）
- オ 名古屋市港区野跡四丁目11番地2号
名古屋市野鳥観察館（以下「野鳥観察館」という。）
（稲永公園内）

(2) 縦覧期間

平成29年10月24日（火）から同年11月7日（火）まで。ただし、地域環境対策課、港区役所及び南陽支所にあつては日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を、環境学習センター及び野鳥観察館にあつては月曜日を除きます。

(3) 縦覧時間

- ア 地域環境対策課、港区役所及び南陽支所
午前8時45分から午後5時15分まで
- イ 環境学習センター
午前9時30分から午後5時00分まで
- ウ 野鳥観察館
午前9時00分から午後4時30分まで

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

名古屋市告示第 686 号

建築協定書の縦覧

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第70条第 1 項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により告示するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第 1 項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

平成29年10月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

梅森坂第二地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市名東区梅森坂一丁目 101 番 外

3 縦覧期間

平成29年10月25日から同年11月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

6 意見の聴取会における聴取事項

梅森坂第二地区建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

平成29年11月23日（木） 午前11時00分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市名東区梅森坂四丁目 201 番地

名古屋市立梅森坂小学校 体育館

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 687 号

建築協定書の縦覧

建築基準法（昭和25年法律第 201 号）第70条第 1 項の規定により、建築協定書の提出がありましたので、同法第71条の規定により告示するとともに、次のとおり関係人の縦覧に供します。また、同法第72条第 1 項の規定により、次のように意見の聴取を行いますので、建築基準法に基づく意見の聴取に関する規則（昭和31年名古屋市規則第59号）第15条の規定により告示します。

平成29年10月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 建築協定の名称

梅森坂西地区建築協定

2 建築協定区域

名古屋市名東区梅森坂西一丁目 101 番 外

3 縦覧期間

平成29年10月25日から同年11月22日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

4 縦覧時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで。ただし、正午から午後 1 時までを除きます。

5 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課（名古屋市役所西庁舎 2 階）

6 意見の聴取会における聴取事項

梅森坂西地区建築協定について

7 意見の聴取会の開催日時

平成29年11月23日（木） 午後 2 時30分

8 意見の聴取会の開催場所

名古屋市名東区梅森坂四丁目 201 番地

名古屋市立梅森坂小学校 体育館

名古屋市住宅都市局建築指導部建築指導課

名古屋市告示第 688 号

特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について

平成13年名古屋市告示第 126 号（特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置）の一部を次のように改正する。

平成29年10月25日

名古屋市長 河 村 た か し

表中

「	名古屋市緑消防署 徳重出張所	名古屋市緑区鳴海町字神ノ倉 3 番地の1244	」を
---	-------------------	-------------------------	----

「	名古屋市緑消防署 徳重出張所	名古屋市緑区熊の前一丁目 203 番地	」に
---	-------------------	---------------------	----

改める。

附 則

この告示は、平成29年11月11日から施行する。

名古屋市消防局総務部総務課

名古屋市告示第 689号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年10月26日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
特定非営利活動法 人あたたかい心 名古屋市千種区内 山一丁目11番16号	オズ（OZ） 名古屋市中村区鳥 居通 5丁目 1番地	就労継続支援 B型	2310101247	平成29年 10月 1日
特定非営利活動法 人ライフパートナ ー 名古屋市港区春田 野一丁目1202番地	ひなた熱田 名古屋市熱田区西 郊通 7丁目 4番地	自立訓練（生 活訓練） 宿泊型自立訓 練	2311100552	平成29年 10月 1日
株式会社A I C 名古屋市熱田区西 郊通 7丁目 4番地 の 1	ケアステーション 六番町 名古屋市熱田区六 番一丁目13番11号	居宅介護 重度訪問介護	2311100560	平成29年 10月 1日
株式会社KANWA A PLUS	訪問介護ステーシ ョンKANWA	居宅介護 重度訪問介護	2311400598	平成29年 10月 1日

名古屋市中村区黄金通 7丁目33番地	P L U S 名古屋市瑞穂区西ノ割町 2丁目32番地の 1			
ユースタイルラボ ラトリー株式会社 東京都中野区中央一丁目35番 6号	土屋訪問介護事業 所なごや 名古屋市中区丸の内二丁目17番30号	居宅介護 重度訪問介護	2316100896	平成29年 10月 1日
社会福祉法人共生 福祉会 名古屋市北区大曽根四丁目 7番28号	ワークナビふくえ 名古屋市昭和区福江一丁目19番12号	就労移行支援	2317300016	平成29年 10月 1日
株式会社リリー 名古屋市名東区山の手一丁目 416番地	ヘルパーステーションウォーターリリー 名古屋市名東区山の手一丁目 416番地	居宅介護 重度訪問介護	2318001118	平成29年 10月 1日
株式会社k a p i r i n a 名古屋市南区桜本町51番地	あんどケアセンター 名古屋市南区元柴田東町 3丁目55番地	居宅介護 重度訪問介護	231800993	平成29年 10月 1日
一般社団法人日本 福祉協議機構 名古屋市緑区姥子山二丁目1517番地	グループホーム春風 名古屋市緑区鹿山二丁目79番地の 7	共同生活援助	2328500059	平成29年 10月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 690号

指定特定相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年10月26日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	指定年月 日
特定非営利活動法 人担 名古屋市南区三吉 町 4丁目73番地	相談支援事業所し らべ 名古屋市南区三吉 町 4丁目73番地	特定相談支援	2338100197	平成29年 10月 1日
		障害児相談支 援	2378100198	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 691号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年10月26日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
株式会社中日エム エス 名古屋市中区新栄 町 1丁目 3番地	中日調剤介護ステ ーション「小幡緑 地」 名古屋市守山区小 幡三丁目 1番 2号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317601074	平成29年 9月 9日
株式会社トラスト コープ 名古屋市西区則武 新町一丁目 1番10 号	みなもと介護サー ビス 名古屋市西区則武 新町一丁目 1番10 号	同行援護	2310200544	平成29年 9月30日
合同会社ラッピー 名古屋市熱田区大 宝一丁目14番	ヘルパーステーシ ョンラッピー 名古屋市熱田区四 番二丁目 1番21号	居宅介護 重度訪問介護	2311300905	平成29年 9月30日
特定非営利活動法	訪問介護しんせい	居宅介護	2317100879	平成29年

人伸生 名古屋市港区港栄 二丁目 1番 3号	名古屋市千種区北 千種一丁目 2番 6 号	重度訪問介護		9月30日
------------------------------	-----------------------------	--------	--	-------

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 692号

指定一般相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 2項及び第 4項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年10月26日

名古屋市長 河 村 た か し

事業者（設置者） の名称及び主たる 事務所の所在地	事業所（施設）の 名称及び所在地	サービス等の 種類	事業所番号	廃止年月 日
特定非営利活動法 人遊ぼ 名古屋市守山区町 南27番14号	相談支援事業所遊 ぼ 名古屋市守山区町 南27番14号	特定相談支援	2337600205	平成29年 9月 9日
		障害児相談支 援	2377600206	
特定非営利活動法 人東海福祉移動研 究協議会 名古屋市南区三吉 町 3丁目58番地の 1	相談支援センター 東海福祉 名古屋市南区三吉 町 3丁目58番地の 1	一般相談支援	2338100130	平成29年 9月30日
		特定相談支援 障害児相談支 援	2378100123	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 693号

福祉向市営住宅（ひとり親世帯）入居希望者の公募及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果、入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

平成29年10月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において、「ひとり親世帯」とは、次の各号のいずれかに該当する世帯とする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」又はこれに準ずる女子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条第2項に規定する「配偶者のない男子」又はこれに準ずる男子であって市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成される世帯
- (3) 配偶者の暴力により、婚姻関係が事実上破綻している女子又は男子として市長が認めたもの及びその者が扶養する20歳未満の児童で構成されている世帯

2 申込みの資格

- (1) 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有するひとり親世帯であること。ただし、同居しようとする親族がある場合は、次のいずれかに該

当する者とする。

ア 申込者の児童に係る60歳以上の祖父母

イ 申込者の20歳以上の子（当該子が申込者の所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第34号に規定する扶養親族（以下「扶養親族」という。）である場合又は離婚後間がないなど申込者の扶養親族でないことにつき、やむを得ない理由があるときであって、扶養親族と同等の状態であると認められる場合に限る。）

ウ 障害者向市営住宅申込み可能者と同程度の障害を持つ親族

(2) 住宅条例第5条第1項第3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

(3) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(4) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(5) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

(6) 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第1項（第1号、第3号、第4号及び第5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して3年（ただし、住宅条例第20条の2又は定住条例第16条の2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者については10年、そのうち住宅条例第5条第2項各号のいずれかに該当する者は5年）を経過しない者でないこと。

(7) 原則として、保証人1名を立てることができること。

3 申込み用紙の交付

(1) 場所

各区役所及び各区役所支所

(2) 日時

平成29年10月31日（火）から同年11月15日（水）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、11月 3日（金）から 5日（日）まで、11日（土）及び12日（日）を除く。

4 申込みの受付

(1) 方法

ア 市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）の窓口提出する。ただし、市外に居住する者は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等の窓口提出する。

イ 名古屋市ひとり親家庭手当受給者又は本市内に居住している児童扶養手当受給者若しくは愛知県遺児手当受給者であってアにより難しい場合には、市営住宅入居申込書を郵送により提出できる。

(2) 期間

ア 社会福祉事務所等の窓口提出する場合は、平成29年11月 1日（水）から同月15日（水）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月 3日（金）から 5日（日）まで、11日（土）及び12日（日）を除く。

イ 郵送により申込書を提出する場合は、平成29年11月 1日（水）から同月15日（水）まで。ただし、期間内の消印のあるものは有効とする。

5 抽せん

(1) 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市役所西庁舎12階第10会議室

(2) 日時

平成29年12月13日（水）午後 1時30分

6 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 27戸

名古屋市子ども青少年局青少年家庭部青少年家庭課

名古屋市告示第694号

福祉向市営住宅（高齢者世帯・親子同居世帯）入居希望者の公募 及び入居者決定の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第4条第1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第8条第1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

平成29年10月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において、「高齢者世帯」とは、60歳以上の者の単身世帯又は60歳以上の者及びその者の民法上の親族で次の各号のいずれかに該当する者からなる世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない60歳以上の者の単身世帯を除く。

- (1) 配偶者（婚姻の予約者で平成30年 5月31日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）
- (2) 18歳未満の児童
- (3) 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に規定する4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所持している者
- (4) 児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者

- (5) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第 45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- (6) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当するもの
 - ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者
- (7) 56歳以上の者
- (8) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成 13年法律第63号）第 2条に規定する者
- (9) 難病患者にあっては、次のいずれかに該当する者
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（イにおいて「難病等」という。）であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 一般空家住宅・高齢者専用住宅

(1) 申込みの資格

- ア 申込者が市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する高齢者世帯に属する者であること。
- イ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入（改良住宅にあつ

ては、同条例第42条第 5項において読み替えられた収入）であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

ウ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

エ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者については10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者は 5年）を経過しない者がいないこと。

キ 原則として、保証人 1名を立てることができること。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各区役所及び各区役所支所

イ 日時

平成29年10月31日（火）から同年11月15日（水）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、11月 3日（金）から 5日（日）まで、11日（土）及び12日（日）を除く。

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所等」という。）に持参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所等に持参又は郵送により提出する。

イ 期間

平成29年11月 1日（水）から同月15日（水）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月 3日（金）から 5日（日）まで、11日（土）及び12日（日）を除く。

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号
名古屋市役所西庁舎12階第10会議室

イ 日時

平成29年12月13日（水）午前 9時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 63戸

改良住宅

空家住宅 2戸

3 親子同居世帯向住宅

(1) 申込みの資格

ア 一つの住宅に同居しようとする親世帯及び子世帯であること。

イ 親世帯とは、高齢者世帯をいう。

ウ 子世帯とは、現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で平成30年 5月31日までに全員で入居できるもの及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、親世帯に属する者を除く。）がいる世帯をいう。

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 46戸

名古屋市健康福祉局高齢福祉部高齢福祉課

名古屋市告示第 695号

福祉向市営住宅（障害者世帯）入居希望者の公募及び入居者決定
の抽せん

名古屋市営住宅条例（昭和29年名古屋市条例第25号。以下「住宅条例」という。）第 4条第 1項の規定により、市営住宅に入居を希望する者を次のとおり公募します。

なお、住宅条例第 8条第 1項の規定による選考の結果入居申込者数が公募戸数を超えた場合には、同条第 2項の規定により、入居者決定の抽せんを行います。

平成29年10月27日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定義

この告示において「障害者世帯」とは、入居者若しくは同居し若しくは同居しようとする親族が次の各号のいずれかに該当する者の世帯、又は次の各号のいずれかに該当する者の単身世帯とする。

ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ、これを受けることができない者、又は本項（4）のイに該当する者の単身世帯を除く。

- (1) 戦傷病者にあつては、恩給法（大正12年法律第48号）別表第 1号表の 3 に規定する第 1款症以上の障害があり、かつ、戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第 168号）第 4条の規定により交付を受けた戦傷病者手帳を所持している者
- (2) 戦傷病者以外の身体障害者（満18歳未満の児童を含む。）にあつては、身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第 5号に規定する 4級以上の障害があり、かつ、身体障害者福祉法（昭和24年法律第 283号）第15条第 4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳を所

持している者

- (3) 知的障害者（満18歳未満の児童を含む。）にあつては、中央療育センターの長、児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長の判定により、重度、中度又は軽度の知的障害者とされた者
- (4) 原子爆弾被爆者にあつては、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成 6年法律第 117号）第 2条の規定により交付を受けた被爆者健康手帳を所持している者で次のいずれかに該当する者
 - ア 同法第11条第 1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
 - イ 同法第27条の規定による健康管理手当の支給を受けている者
- (5) 精神障害者にあつては、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第 123号）第45条の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳を所持している者
- (6) ハンセン病療養所入所者等にあつては、ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律（平成13年法律第63号）第 2条に規定する者
- (7) 難病患者にあつては、次のいずれかに該当する者
 - ア 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17年法律第 123号。以下「障害者総合支援法」という。）第22条第 8項の規定により交付された障害福祉サービス受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第 1条に基づき厚生労働大臣が定める特殊の疾病（イにおいて「難病等」という。）であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - イ 障害者総合支援法第51条の 7第 8項の規定により交付された地域相談支援受給者証のうち障害種別欄又はそれに類する欄において主たる障害が難病等であることを示す記号の記載があるものを所持する者
 - ウ 難病の患者に対する医療等に関する法律（平成26年法律第50号）第 7条第 4項の規定により交付された医療受給者証を所持する者

2 市営住宅・障害者世帯向け（一般）

(1) 申込みの資格

ア 市内に居住しているか、又は市内に勤務場所を有する障害者世帯であること。

イ 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の予約者で平成30年 5月31日までに全員で入居できる者及び事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）があること。

ウ 住宅条例第 5条第 1項第 3号に規定する基準の収入であって、独立の生計を営み、同条例に基づいて定める家賃及び敷金を支払う能力があること。

エ 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

オ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3年法律第77号）第 2条第 6号に規定する暴力団員でないこと。

カ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が市営住宅又は定住促進住宅に入居していた者であって、未納の家賃又は損害賠償金があるものでないこと。

キ 申込者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が住宅条例第34条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）又は名古屋市定住促進住宅条例（平成 6年名古屋市条例第46号。以下「定住条例」という。）第20条第 1項（第 1号、第 3号、第 4号及び第 5号に該当するときに限る。）の規定による明渡しの請求を受けて市営住宅又は定住促進住宅を明け渡した者であって、その明渡しの日の翌日から起算して 3年（ただし、住宅条例第20条の 2又は定住条例第16条の 2の規定に違反したことにより明渡しの請求を受けた者については10年、そのうち住宅条例第 5条第 2項各号に定める者は 5年）を経過しない者がいないこと。

ク 原則として、保証人 1名を立てることができること。

(2) 申込み用紙の交付

ア 場所

各区役所、各区役所支所及び各保健所

イ 日時

平成29年10月31日（火）から同年11月15日（水）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、11月 3日（金）から 5日（日）まで、11日（土）及び12日（日）を除く。

(3) 申込みの受付

ア 方法

市営住宅入居申込書を、申込者の居住地を所管区域とする社会福祉事務所又は社会福祉事務所支所（以下「社会福祉事務所」という。）に持参又は郵送により提出する。ただし、申込者が市外に居住する場合は、勤務地を所管区域とする社会福祉事務所に持参又は郵送により提出する。

また、1(5)又は1(7)に該当する場合にあっては保健所に、1(6)に該当する場合にあっては健康福祉局健康部保健医療課にそれぞれ持参又は郵送により提出する。

イ 期間

平成29年11月 1日（水）から同月15日（水）までの午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、同月 3日（金）から5日（日）まで、11日（土）及び12日（日）を除く。

郵送の場合、期間内の消印のあるものは有効とする。

(4) 抽せん

ア 場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市役所西庁舎12階第10会議室

イ 日時

平成29年12月13日（水）午前10時30分

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 51戸

3 市営住宅・障害者世帯向け（車いす専用）

(1) 申込みの資格

2(1)と同じ申込み資格を有し、かつ、車いすを利用する次の各号のいずれかに該当する者が属する世帯

- ア 戦傷病者特別援護法第 4 条の規定により交付を受けた、戦傷病者手帳を所持している者であって、その障害が下肢又は体幹かつ恩給法別表第 1 号表の 2 の規定により、特別項症から第 3 項症とされている者
- イ 身体障害者福祉法第 15 条第 4 項の規定により下肢又は体幹の障害で交付を受けた 1 級から 4 級の身体障害者手帳を所持している者

(2) 申込み用紙の交付

2(2)に同じ。

(3) 申込みの受付

2(3)に同じ。

(4) 抽せん

2(4)に同じ。

(5) 公募予定戸数

公営住宅

空家住宅 6 戸

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害企画課

名古屋市達第22号

観光文化交流局
名古屋城総合事務所

名古屋城総合事務所処務規程（昭和34年名古屋市達第15号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月25日

名古屋市長 河村 たかし

第3条第1項中「主 査(2)
主 幹(1)」を「主 査(2)
主 幹(2)」に改め、同条
第2項中「主 幹（名古屋城整備に係る文化財調査）」を「主 幹
（名古屋城整備に係る文化財調査）(2)」に改める。

附 則

この達は、平成29年11月1日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第16号

名古屋市下水道条例施行規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第58号）の一部を次のように改正する。

平成29年10月25日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

別表第1中「2,750,000円」を「2,860,000円」に、「257,000円」を「268,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規程は、平成29年12月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
（経過措置）
- 2 この規程による改正後の名古屋市下水道条例施行規程別表第1の規定は、施行日以後に申請のあった取付管工事に係る関連工事費から適用し、施行日前に申請のあった取付管工事に係る関連工事費については、なお従前の例による。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年10月25日

名古屋市長 河 村 た か し

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

スーパースポーツゼビオ名古屋富田店

名古屋市中川区富田町大字榎津字西鵜垂 359番地 3 ほか51筆

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の所在地

変更前	変更後
名古屋市中川区富田町大字榎津字西鵜垂 359番地 3 外51筆	名古屋市中川区富田町大字榎津字西鵜垂 359番地 3 ほか51筆

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
三井住友ファイナンス&リース㈱	代表取締役 川村 嘉則	東京都千代田区丸の内一丁目 3番 2号	変更なし	代表取締役 橘 正喜	変更なし

(3) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名 称	代表者の氏 名	住 所	名 称	代表者の氏 名	住 所
ゼビオ㈱	代表取締役 諸橋 友良	福島県郡山市朝日三丁目 7番35号	変更なし	代表取締役 加藤 智治	変更なし

3 変更の日

- (1) 店舗の所在地については、平成29年 9月27日
- (2) 設置者については、平成29年 6月27日
- (3) 小売業者については、平成27年10月 1日

4 変更した理由

- (1) 店舗の所在地については、誤記修正のため
- (2) 設置者及び小売業者については、代表者変更のため

5 届出の日

平成29年 9月27日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年10月25日から平成30年 2月26日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

平成30年 2月26日 名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の指定公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第5条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者を指定したので、同規程第17条第1号の規定により公告する。

平成29年10月25日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

指定した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第 857号	熊崎設備 (株)	熊崎 貴史	愛知県犬山市長者町 七丁目 5番地 1	平成29年 9月 5日
第1394号	(株)ケンコ ー	宮川 広司	東京都港区白金台二 丁目 5番 9 - 201号	平成29年 9月13日
第1397号	(有)芝田工 業	芝田 貴之	愛知県春日井市細木 町二丁目99番地	平成29年 9月13日
第1398号	(株)みやか わ	宮川 孝子	東京都墨田区業平四 丁目14番15号	平成29年 9月13日
第1399号	(株)ガスシ ステム	菅原 健	名古屋市昭和区川原 通 6丁目 3番地の 1	平成29年 9月13日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者の廃止公告

名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第54号）第9条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定給水装置工事事業者から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第17条第2号の規定により公告する。

平成29年10月25日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

事業を廃止した指定給水装置工事事業者

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 857号	熊崎設備	熊崎 豊美	愛知県犬山市長者町 七丁目 5番地 1	平成29年 9月 5日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の指定公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第3条の規定により、次のように名古屋市上下水道局指定排水設備工事店を指定したので、同規程第22条第1項第1号の規定により公告する。

平成29年10月25日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

指定した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	指定年月日
第 857号	熊崎設備 (株)	熊崎 貴史	愛知県犬山市長者町 七丁目 5番地 1	平成29年 9月 5日
第1399号	(株)ガスシ ステム	菅原 健	名古屋市昭和区川原 通 6丁目 3番地の 1	平成29年 9月13日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店の廃止公告

名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第7条第3項の規定により、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店から次のように事業の廃止の届出があったので、同規程第22条第1項第3号の規定により公告する。

平成29年10月25日

名古屋市上下水道局長 丹 羽 吉 彦

事業を廃止した指定排水設備工事店

指定番号	名 称	代表者	所 在 地	廃止年月日
第 857号	熊崎設備	熊崎 豊美	愛知県犬山市長者町 七丁目 5番地 1	平成29年 9月 5日

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

平成29年度教育委員会表彰（被表彰者名簿）

名古屋市教育委員会表彰規則に基づき、次のとおり表彰する。

平成29年10月27日

名古屋市教育委員会

平成29年度教育委員会表彰（被表彰者名簿）

1 優良児童生徒表彰（教育委員会表彰規則第 3条）

188名

学校名	学年	氏 名	該当号数
名古屋市立内山小学校	6	斬 佳欣	2
名古屋市立春岡小学校	6	梅田 悠宇	2
名古屋市立宮根小学校	6	長瀬 煌希	2
名古屋市立筒井小学校	6	平林 大晟	2
名古屋市立矢田小学校	6	林 優風	2
名古屋市立明倫小学校	6	福山 世恩	2
名古屋市立楠小学校	6	横井 康生	2
名古屋市立宮前小学校	6	幸村 遥都	2
名古屋市立榎小学校	6	岩本 力也	2
名古屋市立なごや小学校	6	富田 皓大	2
名古屋市立児玉小学校	6	田中 里歩	2
名古屋市立枇杷島小学校	6	浅野 雅貴	2
名古屋市立庄内小学校	6	藤田 若那	2
名古屋市立稲生小学校	6	丹羽 麻理菜	2
名古屋市立山田小学校	6	加藤 悠雅	2
名古屋市立大野木小学校	6	鈴木 絢迦	2
名古屋市立米野小学校	6	太田 野乃香	2
名古屋市立柳小学校	6	持舘 砂彩	2
名古屋市立千成小学校	6	平井 真央	2
名古屋市立八社小学校	6	熊谷 歩夏	2
名古屋市立栄小学校	6	吉村 みらい	2
名古屋市立橘小学校	6	藤井 凜果	2
名古屋市立老松小学校	6	木村 幸紀	2
名古屋市立大須小学校	6	林 青空	2
名古屋市立正木小学校	6	佐藤 秀哉	2
名古屋市立吹上小学校	6	畑中 航太	2
名古屋市立御器所小学校	6	松岡 修司	2
名古屋市立伊勝小学校	6	佐渡原 大葵	2
名古屋市立弥富小学校	6	黒川 佳奈子	2

学校名	学年	氏 名	該当号数
名古屋市立御劔小学校	6	毛利 天音	2
名古屋市立汐路小学校	6	岩本 清成	2
名古屋市立瑞穂小学校	6	助宗 あおい	2
名古屋市立穂波小学校	6	齋藤 楓	2
名古屋市立豊岡小学校	6	橋本 莉央南	2
名古屋市立千年小学校	6	鈴木 魁人	2
名古屋市立野立小学校	6	岩田 一希	2
名古屋市立大宝小学校	6	岡本 純樹	2
名古屋市立露橋小学校	6	山口 佳人	2
名古屋市立昭和橋小学校	6	相川 光太郎	2
名古屋市立常磐小学校	6	服部 泰河	2
名古屋市立八幡小学校	6	青木 大空	2
名古屋市立荒子小学校	6	大野 美結	2
名古屋市立豊治小学校	6	小塚 梨花	2
名古屋市立千音寺小学校	6	宮川 ひまり	2
名古屋市立万場小学校	6	松本 蒼汰	2
名古屋市立中島小学校	6	桜井 優七	2
名古屋市立玉川小学校	6	伊藤 駿介	2
名古屋市立西中島小学校	6	佐野 千雛	2
名古屋市立中川小学校	6	内藤 暖	2
名古屋市立港西小学校	6	曾木 陽太	2
名古屋市立小碓小学校	6	堀野 遙	2
名古屋市立明德小学校	6	永田 直之	2
名古屋市立福春小学校	6	橋本 幸征	2
名古屋市立豊田小学校	6	河村 実璃	2
名古屋市立明治小学校	6	真柄 凪	2
名古屋市立伝馬小学校	6	西銘 愛里	2
名古屋市立呼続小学校	6	栗原 桜太朗	2
名古屋市立桜小学校	6	徳川 明日香	2
名古屋市立大磯小学校	6	似内 完多	2
名古屋市立守山小学校	6	清水 新太	2
名古屋市立小幡小学校	6	桑原 美和	2
名古屋市立大森小学校	6	小林 せり	2

学校名	学年	氏 名	該当号数
名古屋市立瀬古小学校	6	塚本 陽子	2
名古屋市立鳥羽見小学校	6	道家 彩	2
名古屋市立白沢小学校	6	加藤 乃亜	2
名古屋市立苗代小学校	6	廣戸 彩葉	2
名古屋市立鳴海小学校	6	望月 勇翔	2
名古屋市立鳴海東部小学校	6	小西 由藍	2
名古屋市立東丘小学校	6	山川 皓史	2
名古屋市立平子小学校	6	蜂谷 真優	2
名古屋市立戸笠小学校	6	坂口 雅	2
名古屋市立太子小学校	6	山下 裕叶	2
名古屋市立長根台小学校	6	青山 莉世	2
名古屋市立相原小学校	6	緑 悠汰	2
名古屋市立大高南小学校	6	豊嶋 大輝	2
名古屋市立徳重小学校	6	鈴木 陽菜	2
名古屋市立大清水小学校	6	佐藤 舞音	2
名古屋市立名東小学校	6	石橋 蓮実	2
名古屋市立本郷小学校	6	飯塚 紗那	2
名古屋市立貴船小学校	6	阿部 心遥	2
名古屋市立上社小学校	6	向井山 双葉	2
名古屋市立平和が丘小学校	6	河合 慶秋	2
名古屋市立前山小学校	6	加藤 麗	2
名古屋市立植田小学校	6	山田 えり	2
名古屋市立野並小学校	6	藪本 桃愛	2
名古屋市立高坂小学校	6	加藤 優愛	2
名古屋市立しまだ小学校	6	小川 愛翔	2
名古屋市立植田南小学校	6	河原 友那	2
名古屋市立植田北小学校	6	細井 優翼	2
名古屋市立城山中学校	3	杉田 将	2
名古屋市立千種台中学校	3	河野 夏帆	2
名古屋市立振甫中学校	3	鈴木 野々花	2
名古屋市立若水中学校	3	伊藤 結里	2
名古屋市立あずま中学校	3	藤本 小夢	2
名古屋市立富士中学校	3	権 度賢	2

学校名	学年	氏 名	該当号数
名古屋市立桜丘中学校	3	加藤 千尋	2
名古屋市立矢田中学校	3	入江 七海	2
名古屋市立志賀中学校	3	石神 亜久里	2
名古屋市立北陵中学校	3	角谷 舞花	2
名古屋市立大曾根中学校	3	村瀬 帆南	2
名古屋市立八王子中学校	3	木村 夏希	2
名古屋市立楠中学校	3	栢田 晴仁	2
名古屋市立北中学校	3	吉丸 魁人	2
名古屋市立浄心中学校	3	林 輝晃	2
名古屋市立菊井中学校	3	荒尾 陸	2
名古屋市立天神山中学校	3	宮市 桃菜	2
名古屋市立山田中学校	3	末廣 元陽	2
名古屋市立山田東中学校	3	今泉 碧氏	2
名古屋市立平田中学校	3	菊地 茉依子	2
名古屋市立豊国中学校	3	大澤 萌	2
名古屋市立笹島中学校	3	馬場 颯	2
名古屋市立笈瀬中学校	3	松林 志保	2
名古屋市立御田中学校	3	奥村 祐太朗	2
名古屋市立豊正中学校	3	内山 堇	2
名古屋市立黄金中学校	3	清水 遼	2
名古屋市立日比津中学校	3	潮田 花奈	2
名古屋市立前津中学校	3	佐藤 彩乃	2
名古屋市立伊勢山中学校	3	桂 麗羅	2
名古屋市立北山中学校	3	小坂 優月	2
名古屋市立川名中学校	3	上野 木乃南	2
名古屋市立円上中学校	3	上島 淳也	2
名古屋市立駒方中学校	3	秋吉 美帆	2
名古屋市立瑞穂ヶ丘中学校	3	東山 慧月	2
名古屋市立萩山中学校	3	鈴木 祐輝	2
名古屋市立汐路中学校	3	成田 楓馬	2
名古屋市立宮中学校	3	酒井 実梨	2
名古屋市立日比野中学校	3	本多 奏子	2
名古屋市立一色中学校	3	高田 澄葉	2

学校名	学年	氏 名	該当号数
名古屋市立長良中学校	3	池井 優々梨	2
名古屋市立山王中学校	3	秋田 かすみ	2
名古屋市立一柳中学校	3	西尾 亮太	2
名古屋市立八幡中学校	3	国丸 彰吾	2
名古屋市立昭和橋中学校	3	長谷川 りん	2
名古屋市立富田中学校	3	松田 花音	2
名古屋市立はとり中学校	3	山口 陸斗	2
名古屋市立供米田中学校	3	木俣 友希	2
名古屋市立高杉中学校	3	河野 碧葉	2
名古屋市立港南中学校	3	岡本 理子	2
名古屋市立港北中学校	3	木村 月映	2
名古屋市立東港中学校	3	杉浦 可怜	2
名古屋市立南陽中学校	3	竹村 愛美	2
名古屋市立宝神中学校	3	御書 知也	2
名古屋市立当知中学校	3	品川 侑里	2
名古屋市立港明中学校	3	酒井 夏輝	2
名古屋市立南陽東中学校	3	久野 七菜	2
名古屋市立本城中学校	3	田中 瑛季	2
名古屋市立新郊中学校	3	原 エミニ	2
名古屋市立桜田中学校	3	島田 彩矢	2
名古屋市立大江中学校	3	森 柚葉	2
名古屋市立明豊中学校	3	松井 香澄	2
名古屋市立名南中学校	3	濱崎 暖琉	2
名古屋市立南光中学校	3	山口 結人	2
名古屋市立守山中学校	3	相馬 大輝	2
名古屋市立守山東中学校	3	中村 仁紀	2
名古屋市立守山西中学校	3	芳田 有未衣	2
名古屋市立志段味中学校	3	吉牟田 空	2
名古屋市立大森中学校	3	杉本 蘭	2
名古屋市立守山北中学校	3	天谷 朱里	2
名古屋市立森孝中学校	3	鶴喰 怜	2
名古屋市立吉根中学校	3	杉山 真悠	2
名古屋市立鳴海中学校	3	董 絵美	2

学校名	学年	氏 名	該当号数
名古屋市立大高中学校	3	立岡 真奈	2
名古屋市立鳴子台中学校	3	松井 蓮太郎	2
名古屋市立東陵中学校	3	矢野 那苗	2
名古屋市立千鳥丘中学校	3	平野 真衣	2
名古屋市立扇台中学校	3	朝岡 海翔	2
名古屋市立滝ノ水中学校	3	北村 優衣	2
名古屋市立左京山中学校	3	石田 綾香	2
名古屋市立鎌倉台中学校	3	本村 章	2
名古屋市立猪高中学校	3	神田 一統	2
名古屋市立神丘中学校	3	川合 泉穂	2
名古屋市立高針台中学校	3	氷室 萌々香	2
名古屋市立猪子石中学校	3	三津谷 銀河	2
名古屋市立藤森中学校	3	小原 柊哉	2
名古屋市立牧の池中学校	3	谷口 美愛	2
名古屋市立上社中学校	3	帆苺 来夢	2
名古屋市立香流中学校	3	原 健	2
名古屋市立天白中学校	3	滝川 依月	2
名古屋市立御幸山中学校	3	石澤 詩歌	2
名古屋市立久方中学校	3	青木 夏菜	2
名古屋市立南天白中学校	3	山田 花楓	2
名古屋市立植田中学校	3	三井 響介	2
名古屋市立原中学校	3	甲斐 大樹	2
名古屋市立西養護学校	3	池光 淳	2
名古屋市立守山養護学校	3	内川 朔雄	2
名古屋市立中央高等学校	4	竹田 冴	2
名古屋市立中央高等学校	4	水野 陽介	2
名古屋市立工業高等学校	4	芦澤 正悟	2

2 優良児童生徒団体表彰（教育委員会表彰規則第 4条）

47団体

学 校 名 ・ 団 体 名		該当号数
名古屋市立高見小学校	高見小学校児童会	5
名古屋市立大和小学校	大和小学校児童会	5
名古屋市立富士見台小学校	富士見台小学校代表委員会	5
名古屋市立東桜小学校	東桜小学校代表委員会	5
名古屋市立大杉小学校	大杉小学校代表委員会	5
名古屋市立名北小学校	名北小学校児童会	5
名古屋市立光城小学校	光城小学校代表委員会	5
名古屋市立六郷小学校	六郷小学校児童会	5
名古屋市立栄生小学校	栄生小学校代表委員会	5
名古屋市立南押切小学校	南押切小学校児童会	5
名古屋市立平田小学校	平田小学校計画委員会	5
名古屋市立比良小学校	比良小学校児童会	5
名古屋市立中小田井小学校	中小田井小学校児童会	5
名古屋市立岩塚小学校	岩塚小学校代表委員会	5
名古屋市立御園小学校	御園小学校 6 年生	5
名古屋市立新栄小学校	新栄小学校 6 年生	5
名古屋市立鶴舞小学校	鶴舞小学校児童会	5
名古屋市立川原小学校	川原小学校代表委員会	5
名古屋市立滝川小学校	滝川小学校児童会	5
名古屋市立高田小学校	高田小学校代表委員会	5
名古屋市立旗屋小学校	旗屋小学校児童会	5
名古屋市立白鳥小学校	白鳥小学校児童会	5
名古屋市立八熊小学校	八熊小学校代表委員会	5
名古屋市立篠原小学校	篠原小学校児童会	5
名古屋市立春田小学校	春田小学校児童会	5
名古屋市立東築地小学校	東築地小学校児童会	5
名古屋市立神宮寺小学校	神宮寺小学校児童会	5

学 校 名 ・ 団 体 名		該当号数
名古屋市立西福田小学校	西福田小学校児童会	5
名古屋市立大生小学校	大生小学校代表委員会	5
名古屋市立春日野小学校	春日野小学校代表委員会	5
名古屋市立大森北小学校	大森北小学校代表委員会	5
名古屋市立緑小学校	緑小学校 6 年生	5
名古屋市立神の倉小学校	神の倉小学校代表委員会	5
名古屋市立桶狭間小学校	桶狭間小学校代表委員会	5
名古屋市立大高北小学校	大高北小学校 6 年生	5
名古屋市立猪高小学校	猪高小学校児童会	5
名古屋市立香流小学校	香流小学校計画委員会	5
名古屋市立藤が丘小学校	藤が丘小学校児童会	5
名古屋市立猪子石小学校	猪子石小学校児童会	5
名古屋市立極楽小学校	極楽小学校児童会	5
名古屋市立梅森坂小学校	梅森坂小学校児童会	5
名古屋市立今池中学校	今池中学校生徒会	5
名古屋市立千種中学校	千種中学校生徒会	5
名古屋市立若葉中学校	若葉中学校生徒会	5
名古屋市立丸の内中学校	丸の内中学校生徒会	5
名古屋市立田光中学校	田光中学校生徒会	5
名古屋市立沢上中学校	沢上中学校生徒会	5

3 表彰に値する活動・成績・行為のあったもの
(教育委員会表彰規則第 3条)

1名

学校名	学年	氏 名	該当号数
名古屋市立植田小学校	6	保田 翔太	3

4 優良教職員・保健関係者表彰（教育委員会表彰規則第 2条）

22名

学 校 名	職 名	氏 名	該当号数
名古屋市立自由ヶ丘小学校	教諭	新免 紀子	1
名古屋市立富士見台小学校	教諭	山岸 裕美	1
名古屋市立大杉小学校	教諭	橋本 富貴	1
名古屋市立若葉中学校	学校事務職員	山田 清美	1
名古屋市立楠中学校	教諭	野口 道弘	1
名古屋市立上名古屋小学校	教諭	加藤 明美	1
名古屋市立比良小学校	教諭	高田 直樹	1
名古屋市立天神山中学校	教諭	松島 順司	1
名古屋市立千成小学校	教諭	長沼 潤子	1
名古屋市立田光中学校	教諭	野瀬 珠代	1
名古屋市立長良中学校	教諭	田中 達郎	1
名古屋市立成章小学校	養護教諭	坂野 まり子	1
名古屋市立菊住小学校	教諭	近藤 隆	1
名古屋市立道德小学校	教諭	牧野 明美	1
名古屋市立守山東中学校	教諭	川本 高久	1
名古屋市立天白養護学校	養護教諭	渡辺 加奈	1
名古屋市立名東高等学校	教諭	石田 達也	1
名古屋市立港明中学校	学校医	島田 則子	1
名古屋市立中村小学校	学校医（眼科）	村上 正建	1
名古屋市立平田中学校	学校医（耳鼻咽喉科）	西村 成保	1
名古屋市立宮根小学校	学校歯科医	向田 吉範	1
名古屋市立上社小学校	学校薬剤師	藤掛 勝令	1

5 優良社会教育関係者表彰（教育委員会表彰規則第 4条）

6名

団 体 名	氏名	該当号数
名古屋市地域女性団体連絡協議会常任理事	内藤 矩子	3
名古屋市立小中学校PTA協議会顧問	寺本 充	3
元名古屋市博物館資料委員	伊藤 秋男	3
名古屋市体育協会副会長	高橋 公比古	4
北区体育協会会長	丹羽 武	4
港区スポーツ推進委員連絡協議会会長	石塚 良和	4